令和５年度

2023
年度版

労働安全衛生法に基づく

技能講習・安全衛生教育のご案内

（令和５年４月１日～令和６年３月31日）

鹿児島労働局長登録教習機関
公益社団法人 鹿児島県労働基準協会
〒892-8550　鹿児島市新屋敷町16番16号
TEL 099-226-3621　FAX 099-226-3622
URL　https://www.kakikyo.or.jp

鹿児島教習所
〒891-0132　鹿児島市七ッ島１－６－２
TEL 099-261-6298　FAX 099-261-6299

目　　次

■技能講習等年間実施計画
令和５年度　技能講習・安全衛生教育等年間実施計画表　1
技能講習（就業制限）実施計画表 …… 2
技能講習（作業主任者）実施計画表 …… 3
移動式クレーン運転実技教習実施計画表 …… 3
養成講習実施計画表 …… 3
特別教育・その他安全衛生教育実施計画表 …… 4
修了証の再交付・書替えのご案内 …… 4

■就業制限業務講習
●車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習 …… 5
●小型移動式クレーン運転技能講習 …… 6
●玉掛け技能講習 …… 7
●フォークリフト運転技能講習 …… 8
●高所作業車運転技能講習 …… 9
●床上操作式クレーン運転技能講習 …… 10
●不整地運搬車運転技能講習 …… 10
●車両系建設機械（解体用）運転技能講習 …… 11
●ガス溶接技能講習 …… 12

■実技教習
●移動式クレーン運転実技教習 …… 12

■作業主任者講習
●有機溶剤作業主任者技能講習 …… 13
●特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習　14
●酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 …… 15
●石綿作業主任者技能講習 …… 16
●乾燥設備作業主任者技能講習 …… 17
●建築物等の鉄骨の組立等作業主任者技能講習 …… 17

■特別教育
●ローラー運転業務の特別教育 …… 18
●クレーン運転業務の特別教育 …… 18
●小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務の特別教育 …… 19
●アーク溶接等の業務の特別教育 …… 19
●巻上げ機の運転業務の特別教育 …… 20
●研削といしの取替え等の業務の特別教育（自由研削用）　20
●酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育 …… 21
●低圧電気取扱業務の特別教育 …… 21
●粉じん作業の業務の特別教育 …… 21
●フルハーネス型墜落制止用器具特別教育 …… 22

■安全管理者選任時研修 …… 22

■職長教育 …… 23

■養成講習
●安全衛生推進者養成講習 …… 23
●衛生推進者養成講習 …… 23

■免許試験準備講習
●第一種衛生管理者免許試験準備講習 …… 24
●第二種衛生管理者免許試験準備講習 …… 24

■労働安全衛生法に基づく各種免許試験のご案内（鹿児島・奄美地区出張特別試験）　24

■中央労働災害防止協会（中災防）の各種研修会のご案内
●ゼロ災運動ＫＹＴトレーナー研修 …… 25
●職場リーダー向けリスクアセスメント研修 …… 25

■受講料・テキスト代のご案内（一覧表）… 26

■講習科目の免除一覧表 …… 27

■人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）のご案内 …… 28

■労働基準協会への入会のご案内 …… 29
●入会申込書 …… 29

■労働基準協会支部のご案内 …… 30

■鹿児島県内の労働災害防止団体のご案内　30

■本部・教習所、オロシティーホールのご案内　31

■受講手続き案内 …… 32

■受講申込書 …… 33

■実務経験従事証明書 …… 34

令和５年度　技能講習・安全衛生教育等年間実施計画表

（注）表中の教習所及びオロシティーは講習実施会場、その他は講習実施地域です。

	講習名	令和５年 ４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	令和６年 １月	２月	３月
技能講習	車両系建設機械運転（整地等）	教習所 鹿屋	教習所	教習所 教習所	教習所	教習所	教習所	教習所 種子島	教習所		教習所		教習所
	車両系建設機械運転（解体用）		教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所			教習所	教習所
	フォークリフト運転	教習所	教習所 教習所		教習所 教習所		教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所
	不整地運搬車運転			鹿屋		鹿児島					教習所		
	小型移動式クレーン運転	教習所	教習所	鹿屋	教習所 薩摩川内	教習所 岩川		教習所	教習所		教習所	教習所	
	床上操作式クレーン運転	教習所			教習所			教習所				教習所	
	玉掛け	教習所 鹿屋	教習所	教習所 教習所	教習所	教習所	教習所 薩摩川内	教習所 岩川	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所
	高所作業車運転	教習所	教習所		教習所	鹿屋	教習所	教習所		教習所		教習所	
	ガス溶接		教習所				教習所			教習所			教習所
	有機溶剤作業主任者			オロシティー		オロシティー			オロシティー				
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所		教習所		教習所	
	特化物・四アルキル鉛等作業主任者		オロシティー			オロシティー			オロシティー 奄美				
	石綿作業主任者	教習所 オロシティー	オロシティー	オロシティー	オロシティー		オロシティー	オロシティー	奄美	オロシティー			
	乾燥設備作業主任者							オロシティー					
	建築物等の鉄骨の組立等作業主任者					教習所							
教習	移動式クレーン運転実技教習	教習所		教習所					教習所	教習所		教習所	
特別教育	小型車両系建設機械運転（整地等）				教習所				教習所			教習所	
	ローラー運転				教習所					教習所			
	クレーン運転		教習所		教習所			教習所	教習所		教習所		教習所
	アーク溶接等	教習所		教習所			教習所		教習所		教習所		
	研削といし（自由研削用）		教習所			教習所		教習所		教習所		教習所	
	巻上げ機運転	教習所								教習所			
	低圧電気取扱業務		教習所			教習所				教習所			
	酸素欠乏・硫化水素危険作業		教習所										
	粉じん作業					教習所							
	フルハーネス型墜落制止用器具		教習所		教習所				教習所		教習所		
養成講習	安全衛生推進者			オロシティー				教習所				教習所	
	衛生推進者					オロシティー				オロシティー			
その他教育	安全管理者選任時研修			教習所			教習所				教習所		
	職長教育	教習所		教習所		教習所		教習所		教習所	教習所		教習所
準備講習	第１種衛生管理者準備講習		オロシティー										
	第２種衛生管理者準備講習			オロシティー									

※教習所（鹿児島教習所：鹿児島市七ツ島 1-6-2　電話 099-261-6298）　案内図（P31 参照）
※オロシティー（鹿児島総合卸商業団地協同組合：鹿児島市卸本町 6-12　電話 099-260-2111）　案内図（P31 参照）

技能講習（就業制限）実施計画表

（注）表中の上欄期日は講習日、中欄は受付日、下欄は講習実施会場です。

	講習名＼月	令和５年 ４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	令和６年 １月	２月	３月
就業制限（運転）業務	**車両系建設機械運転** **（整地運搬積込み用及び掘削用）**	17～21 3/13～17 教習所 --- 10～14 3/6～7 鹿屋市 受付は 鹿屋支部	15～19 4/10～14 教習所	12～16 5/15～19 教習所 --- 19～23 5/15～19 教習所	10～14 6/12～16 教習所	21～25 7/24～28 教習所	11～15 8/7～10 教習所	16～20 9/19～22 教習所 --- 23～27 9/19～22 西之表市 受付は 種子島支部	13～17 10/16～20 教習所		29～2/2 12/18～22 教習所		11～15 2/13～16 教習所
	車両系建設機械運転 **（解　体　用）**		1 3/20～24 教習所	12 5/15～19 教習所	7 6/5～9 教習所	17 7/18～21 教習所	26 8/28～9/1 教習所	2 9/4～8 教習所	6 10/10～13 教習所			13 1/15～19 教習所	18 2/19～22 教習所
	小　型　移　動　式 **ク　レ　ー　ン　運　転** 申込者多数の場合は、３日目の実技を受付順に延長して実施します。	10～12 3/6～10 教習所	22～24 4/17～21 教習所	12～14 5/8～9 鹿屋市 受付は 鹿屋支部	10～12 6/5～9 薩摩川内市 受付は 川内支部 --- 18～20 6/19～23 教習所	7～9 7/10～14 教習所 --- 28～30 7/24～28 曽於市 受付は 志布志支部		10～12 9/11～15 教習所	20～22 10/23～27 教習所		9～11 12/4～8 教習所	13～15 1/15～19 教習所	
	床上操作式クレーン運転 申込者多数の場合は、３日目の実技を受付順に延長して実施します。	3～5 3/6～10 教習所			3～5 6/5～9 教習所			30～11/1 10/2～6 教習所				5～7 1/9～12 教習所	
	高　所　作　業　車　運　転 **（普通自動車運転免許所持者対象）** 申込者多数の場合は、２日目の実技を受付順に延長して実施します。	17～18 3/13～17 教習所	22～23 4/17～21 教習所		18～19 6/19～23 教習所	7～8 7/3～4 鹿屋市 受付は 鹿屋支部	25～26 8/28～9/1 教習所	30～31 10/2～6 教習所		18～19 11/20～24 教習所		19～20 1/22～26 教習所	
	不　整　地　運　搬　車　運　転 申込者多数の場合は、２日目の実技を受付順に延長して実施します。			19～20 5/15～16 鹿屋市 受付は 鹿屋支部		30～31 7/31～8/4 教習所					22～23 12/18～22 教習所		
	フォークリフト運転 **（普通自動車運転免許所持者対象）**	3～7 3/6～10 教習所	8～12 4/3～7 教習所 --- 29～6/2 4/24～28 教習所		3～7 6/5～9 教習所 --- 31～8/4 7/3～7 教習所		4～8 8/7～10 教習所	2～6 9/4～8 教習所	6～10 10/10～13 教習所	4～8 11/6～10 教習所	15～19 12/11～15 教習所	5～9 1/9～12 教習所	4～8 2/5～9 教習所
就業制限業務	**玉　　掛　　け** 申込者多数の場合は、３日目の実技を受付順に延長して実施します。	17～19 3/13～14 鹿屋市 受付は 鹿屋支部 --- 24～26 3/20～24 教習所	15～17 4/10～14 教習所	5～7 5/8～12 教習所 --- 19～21 5/8～12 教習所	10～12 6/12～16 教習所	21～23 7/24～28 教習所	11～13 8/7～10 教習所 --- 19～21 8/7～10 薩摩川内市 受付は 川内支部	10～12 9/19～22 曽於市 受付は 志布志支部 --- 16～18 9/19～22 教習所	13～15 10/16～20 教習所	11～13 11/13～17 教習所	22～24 12/18～22 教習所	26～28 1/29～2/2 教習所	11～13 2/13～16 教習所
	ガ　　ス　　溶　　接 下段の講習については各支部で行いますので、各支部へお申込み下さい。 (詳しくは12ページをご覧ください)		11～12 4/3～7 教習所				19～20 8/21～25 教習所			25～26 11/27～12/1 教習所			18～19 2/19～22 教習所
							曽於						

［登録の有効期間の満了日　2024.3.30］

技能講習（作業主任者）実施計画表

（注）表中の上欄期日は講習日、中欄は受付日、下欄は講習実施会場です。

講習名＼月		令和５年 ４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	令和６年 １月	２月	３月
作業主任者選任	有機溶剤作業主任者			22～23 5/22～26 オロシティー		17～18 7/18～21 オロシティー			15～16 10/16～20 オロシティー				
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		24～26 4/17～21 教習所	14～16 5/15～19 教習所	19～21 6/19～23 教習所	30～9/1 7/31～8/4 教習所	20～22 8/21～25 教習所	25～27 9/25～29 教習所		20～22 11/20～24 教習所		14～16 1/15～19 教習所	
	石綿作業主任者	27～28 3/6～ 教習所 29～30 3/6～ オロシティー	13～14 3/6～ オロシティー	6～7 3/6～ オロシティー 24～25 3/6～ オロシティー	13～14 3/6～ オロシティー		7～8 3/6～ オロシティー 9～10 3/6～ オロシティー	7～8 3/6～ オロシティー 19～20 3/6～ オロシティー 21～22 3/6～ オロシティー	10～11 3/6～ 奄美市	14～15 3/6～ オロシティー 16～17 3/6～ オロシティー 26～27 3/6～ オロシティー			
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者		11～12 4/3～7 オロシティー			3～4 7/3～7 オロシティー			8～9 9/25～29 奄美市 受付は 大島支部 30～12/1 10/30～ 11/2 オロシティー				
	乾燥設備作業主任者							5～6 9/4～8 オロシティー					
	建築物等の鉄骨の組立等作業主任者					28～29 7/31～8/4 教習所							

［登録の有効期間の満了日　2024.3.30］

移動式クレーン運転実技教習実施計画表

（注）表中の上欄期日は教習日、中欄は受付日、下欄は教習実施会場です。

講習名＼月		令和５年 ４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	令和６年 １月	２月	３月
教習	移動式クレーン運転実技（５トン以上）［実技免除］	24～28 3/20～24 教習所		26～30 5/29～6/2 教習所					27～12/1 10/30～11/2 教習所	18～22 11/20～24 教習所		26～3/1 1/29～2/2 教習所	

［登録の有効期間の満了日　2024.3.30］

養成講習実施計画表

（注）表中の上欄期日は講習日、中欄は受付日、下欄は講習実施会場です。

講習名＼月		令和５年 ４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	令和６年 １月	２月	３月
養成講習	安全衛生推進者			1～2 4/24～28 オロシティー				23～24 9/25～29 教習所				21～22 1/22～26 教習所	
	衛生推進者					25 7/24～28 オロシティー				25 11/27～12/1 オロシティー			

［登録の有効期間の満了日　2024.9.29］

特別教育・その他安全衛生教育実施計画表

（注）表中の上欄期日は講習日、中欄は受付日、下欄は講習実施会場です。

講習名＼月		令和５年 ４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	令和６年 １月	２月	３月
特別教育	小型車両系建設機械運転（整地･運搬積込み用及び掘削用）				27～28 6/26～30 教習所				20～21 10/23～27 教習所			19～20 1/22～26 教習所	
	ローラー運転				24～25 6/26～30 教習所					25～26 11/27～12/1 教習所			
	巻上げ機の運転	20～21 3/13～17 教習所								4～5 11/6～10 教習所			
	研削といしの取替え等（自由研削用）		10 4/3～7 教習所			28 7/31～8/4 教習所		10 9/11～15 教習所		15 11/13～17 教習所		20 1/22～26 教習所	
	アーク溶接等 申込者多数の場合は、３日目の実技を受付順に延長して実施します。	11～13 3/6～10 教習所		26～28 5/29～6/2 教習所			5～7 8/7～10 教習所		7～9 10/10～13 教習所		16～18 12/11～15 教習所		
	クレーン運転（つり上げ荷重５ｔ未満） 申込者多数の場合は、２日目の実技を受付順に延長して実施します。		29～30 4/24～28 教習所		31～8/1 7/3～7 教習所			3～4 9/4～8 教習所	27～28 10/30～11/2 教習所		29～30 12/18～22 教習所		4～5 2/5～9 教習所
	酸素欠乏･硫化水素危険作業		2 3/20～24 教習所										
	粉じん作業					8 7/10～14 教習所							
	低圧電気取扱作業		1～2 3/20～24 教習所			16～17 7/18～21 教習所				11～12 11/13～17 教習所			
	フルハーネス型墜落制止用器具		1 3/20～24 教習所		24 6/26～30 教習所				21 10/23～27 教習所		9 12/4～8 教習所		
準備講習	第一種衛生管理者試験		17～19 4/10～14 オロシティー										
	第二種衛生管理者試験			8～9 5/8～12 オロシティー									
その他の教育	職長教育	13～14 3/13～17 教習所		29～30 5/29～6/2 教習所		9～10 7/10～14 教習所		12～13 9/11～15 教習所		7～8 11/6～10 教習所	25～26 12/18～22 教習所		18～19 2/19～22 教習所
	安全管理者選任時研修			8～9 5/8～12 教習所			28～29 8/28～9/1 教習所				11～12 12/4～8 教習所		
	ゼロ災運動KYTトレーナー研修会							12～13 鹿児島市					
	職場リーダー向けリスクアセスメント研修								8 鹿児島市				

修了証の再交付・書替えのご案内

１．令和５年４月１日から修了証の再交付・書替えの際、従来の個別修了証の発行に加えて、統合修了証を発行することとなりました。統合修了証は、当協会発行の技能講習を１枚の修了証に、また、特別教育を１枚の修了証にまとめるもので、個別修了証か統合修了証かを選択できます。詳細は、下記にお問合せ下さい。

２．当協会の実施する講習を修了した方で、修了証を紛失、滅失された方及び書替えが必要な方は、あらかじめ、当協会で講習を修了されているか本人が、事前に当協会に照会して下さい。確認が出来次第、申請書を郵送又はFAXします。

３．必要書類が届きましたら、写真及び本人確認書類を添付し、修了証１枚につき手数料2,200円（消費税200円込）を添えて本部事務局まで持参又は郵送して下さい。
　準備が出来次第、特定記録で送付します。

４．照会先　本部事務局　℡099-226-3621　　鹿児島教習所　℡099-261-6298

車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習

登録番号 1－14

●講習期間／●全科目受講者５日間 ●科目免除者２日間（8：30～18：00）
終了時刻は予定時間であり延びる場合があります。

機体重量が３トン以上の労働安全衛生法施行令別表第七第一号、二号に掲げる建設機械で動力を用い、かつ不特定の場所に自走することができるものの運転の業務に必要な講習です。（道路上を走行させる運転を除く）

講習日程 受付期間

鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）実施分

表示例：免 科目免除受講者コース
全 全科目受講者コース

			定員
免	講習日	令和５年４月17日(月)～４月18日(火)	20名
全	講習日	令和５年４月17日(月)～４月21日(金)	30名
	受付日	令和５年３月13日(月)～３月17日(金)	
免	講習日	令和５年５月15日(月)～５月16日(火)	20名
全	講習日	令和５年５月15日(月)～５月19日(金)	30名
	受付日	令和５年４月10日(月)～４月14日(金)	
免	講習日	令和５年６月12日(月)～６月13日(火)	20名
全	講習日	令和５年６月12日(月)～６月16日(金)	30名
	受付日	令和５年５月15日(月)～５月19日(金)	
免	講習日	令和５年６月19日(月)～６月20日(火)	20名
全	講習日	令和５年６月19日(月)～６月23日(金)	30名
	受付日	令和５年５月15日(月)～５月19日(金)	
免	講習日	令和５年７月10日(月)～７月11日(火)	20名
全	講習日	令和５年７月10日(月)～７月14日(金)	30名
	受付日	令和５年６月12日(月)～６月16日(金)	
免	講習日	令和５年８月21日(月)～８月22日(火)	20名
全	講習日	令和５年８月21日(月)～８月25日(金)	30名
	受付日	令和５年７月24日(月)～７月28日(金)	
免	講習日	令和５年９月11日(月)～９月12日(火)	20名
全	講習日	令和５年９月11日(月)～９月15日(金)	30名
	受付日	令和５年８月７日(月)～８月10日(木)	
免	講習日	令和５年10月16日(月)～10月17日(火)	20名
全	講習日	令和５年10月16日(月)～10月20日(金)	30名
	受付日	令和５年９月19日(火)～９月22日(金)	
免	講習日	令和５年11月13日(月)～11月14日(火)	20名
全	講習日	令和５年11月13日(月)～11月17日(金)	30名
	受付日	令和５年10月16日(月)～10月20日(金)	
免	講習日	令和６年１月29日(月)～１月30日(火)	20名
全	講習日	令和６年１月29日(月)～２月２日(金)	30名
	受付日	令和５年12月18日(月)～12月22日(金)	
免	講習日	令和６年３月11日(月)～３月12日(火)	20名
全	講習日	令和６年３月11日(月)～３月15日(金)	30名
	受付日	令和６年２月13日(火)～２月16日(金)	

鹿屋市実施分

（当協会鹿屋支部（鹿屋市西原 4-14-22 TEL0994-40-9055）で受付）

免	講習日	令和５年４月10日(月)～４月11日(火)	20名
全	講習日	令和５年４月10日(月)～４月14日(金)	30名
	受付日	令和５年３月６日(月)～３月７日(火)	

種子島実施分

（当協会種子島支部（西之表市西之表 16,388 TEL0997-22-2736）で受付）

免	講習日	令和５年10月23日(月)～10月24日(火)	20名
全	講習日	令和５年10月23日(月)～10月27日(金)	30名
	受付日	令和５年９月19日(火)～９月22日(金)	

労働安全衛生法施行令　別表第七　建設機械（第十条、第十三条、第二十条関係）

一．整地・運搬・積込み用機械
1．ブル・ドーザー
2．モーター・グレーダー
3．トラクターショベル
4．ずり積機
5．スクレーパー
6．スクレープ・ドーザー
7．その他

二．掘削用機械
1．パワーショベル
2．ドラグ・ショベル
3．ドラグライン
4．クラムシェル
5．バケット掘削機
6．トレンチャー
7．その他

堀削作業中のトラクターショベル（タイヤ式）

ダンピング作業中のトラクターショベル（タイヤ式）

バックホー（0.25㎥）による掘削作業

受講料・テキスト代（税込み合計金額）

●全科目受講者
・会員事業所 ⇨ 77,990円（10%税7,090円込）
・一　　般 ⇨ 78,430円（10%税7,130円込）

●科目免除者
・会員事業所 ⇨ 39,490円（10%税3,590円込）
・一　　般 ⇨ 39,930円（10%税3,630円込）

内訳　・全科目受講者受講料 ⇨ 77,000円
・科目免除者受講料 ⇨ 38,500円
・テキスト代　会員 ⇨ 990円
・テキスト代　一般 ⇨ 1,430円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
（詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照）

科目免除者

次のいずれか一つに該当する方は、免除申請により講習科目の一部が免除されます。

●**大型特殊自動車運転免許等所持者**
●**不整地運搬車運転技能講習修了者**
●**小型車両系（整地等）運転特別教育修了後３ヶ月以上の従事経験者**（下記の書類が必要です）

（①小型車両系（整地等）運転特別教育学科・実技修了証写し
②普通自動車運転免許証等写し
③実務経験従事証明書（3ヶ月以上の小型車両系運転業務従事証明）
（申込書裏面））

講習科目

学科※(1)走行に関する装置の構造及び取り扱いの知識（４時間）
(2)作業に関する装置の構造及び取り扱い作業方法の知識（５時間）
(3)運転に必要な一般知識（３時間）
(4)関係法令（１時間）
(5)学科修了試験（１時間）

実技※(1)走行の操作（20時間）
(2)作業装置の操作（５時間）
(3)実技修了試験

※印が免除申請により免除される科目です。

受講対象者

満18歳以上

人材開発支援助成金　助成金対象講習
（P28参照）

修了証

所定の講習科目を修了し、学科及び実技試験に合格された方に即日又は郵送により修了証を交付します。

小型移動式クレーン運転技能講習［登録番号 1－11］

●講習期間／３日間［学科１日目：9：00～17：30 ／ 2日目：9：00～17：30 ／ 実技３日目：8：30～18：00］
終了時刻は予定時間であり延びる場合があります。

つり上げ荷重が１トン以上５トン未満の移動式クレーンの運転の業務に必要な講習です。
（道路上を走行させる運転を除く）

３日目（※付）が実技講習になります。受付期間内で申込者多数の場合は、表記日程と異なり、実技日を変更し、最大定員まで受け付けます。

４月例：４月 10・11・12 日
→４月 10・11・13 日
※申込が一定数超える毎に上記のように実技日が変更になります。

講習日程 受付期間

鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）実施分

		定員	最大定員
講習日	令和５年４月10日(月)・11日(火)・12日(水)※	30名	60名
受付日	令和５年３月６日(月)～３月10日(金)		
講習日	令和５年５月22日(月)・23日(火)・24日(水)※	20名	60名
受付日	令和５年４月17日(月)～４月21日(金)		
講習日	令和５年７月18日(火)・19日(水)・20日(木)※	30名	50名
受付日	令和５年６月19日(月)～６月23日(金)		
講習日	令和５年８月７日(月)・８日(火)・９日(水)※	30名	60名
受付日	令和５年７月10日(月)～７月14日(金)		
講習日	令和５年10月10日(火)・11日(水)・12日(木)※	30名	50名
受付日	令和５年９月11日(月)～９月15日(金)		
講習日	令和５年11月20日(月)・21日(火)・22日(水)※	30名	60名
受付日	令和５年10月23日(月)～10月27日(金)		
講習日	令和６年１月９日(火)・10日(水)・11日(木)※	30名	60名
受付日	令和５年12月４日(月)～12月８日(金)		
講習日	令和６年２月13日(火)・14日(水)・15日(木)※	30名	50名
受付日	令和６年１月15日(月)～１月19日(金)		

鹿屋市実施分

〔当協会鹿屋支部（鹿屋市西原4-14-22 TEL0994-40-9055）で受付〕

講習日	令和５年６月12日(月)・13日(火)・14日(水)	30名
受付日	令和５年５月８日(月)～５月９日(火)	

薩摩川内市実施分

〔当協会川内支部（薩摩川内市若葉町4-12 TEL0996-25-1377）で受付〕

講習日	令和５年７月10日(月)・11日(火)・12日(水)	30名
受付日	令和５年６月５日(月)～６月９日(金)	

曽於市実施分

〔当協会志布志支部（志布志市志布志町志布志3225-3 TEL099-472-4877）で受付〕

講習日	令和５年８月28日(月)・29日(火)・30日(水)	30名
受付日	令和５年７月24日(月)～７月28日(金)	

積載型トラッククレーン（つり上げ荷重2.93ｔ）で定められたコースを慎重に運転する受講生

移動式クレーンの種類
(1) トラッククレーン（積載型を含む）
(2) ホイールクレーン（ラフテレーンクレーンを含む）
(3) クローラクレーン
(4) その他、鉄道クレーン、浮きクレーン

受講料・テキスト代（税込み合計金額）

●全科目受講者
・会員事業所 ⇨ 37,290円（10%税3,390円込）
・一　　般 ⇨ 37,730円（10%税3,430円込）

●科目免除者
・会員事業所 ⇨ 33,990円（10%税3,090円込）
・一　　般 ⇨ 34,430円（10%税3,130円込）

内訳 ・全科目受講者受講料 ⇨ 36,300円
・科目免除者受講料 ⇨ 33,000円
・テキスト代 会員 ⇨ 990円
一般 ⇨ 1,430円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
（詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照）

科目免除者

次のいずれか一つに該当する方は、免除申請により講習科目の一部が免除されます。

●玉掛け技能講習修了者
●床上操作式クレーン運転技能講習修了者
●クレーン・デリック運転士免許所持者
●揚貨装置運転士免許所持者

講習科目

学科
(1)小型移動式クレーンに関する知識（６時間）
(2)原動機及び電気に関する知識（３時間）
※(3)運転に必要な力学に関する知識（３時間）
(4)関係法令（１時間）
(5)学科修了試験（１時間）

実技
(1)小型移動式クレーンの運転（６時間）
※(2)運転のための合図（１時間）
(3)実技修了試験

※印が免除申請により免除される科目です。

受講対象者

満18歳以上

人材開発支援助成金　助成金対象講習（P28参照）

修了証

所定の講習科目を修了し、学科及び実技試験に合格された方に即日又は郵送により修了証を交付します。

玉掛け技能講習 [登録番号 1－18]

●講習期間／３日間 [学科１日目：9：00～17：30 ／ ２日目：9：00～16：30 ／ 実技３日目：8：30～18：00]
終了時刻は予定時間であり延びる場合があります。

制限荷重が１トン以上の揚貨装置又は、つり上げ荷重が１トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくは、デリックの玉掛けの業務に必要な講習です。

３日目（※付）が実技講習になります。受付期間内で申込者多数の場合は、表記日程と異なり、実技日を変更し、最大定員まで受け付けます。

４月例：４月24・25・26日→４月24・25・27日
→４月24・25・28日
※申込が一定数超える毎に上記のように実技日が変更になります。

つり荷のバランスを取り水平に上げることが必要とされる玉掛け作業

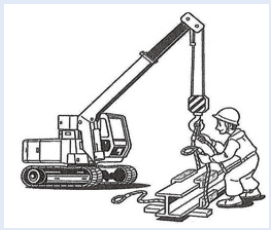

「玉掛けの業務」とは、つり具(ワイヤーロープ、チェーン等)を用いて行う、荷かけ及び荷はずしの業務です。
全登協「玉掛け教本」より

講習日程 受付期間

鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）実施分

		定員	最大定員
講習日	令和５年４月24日(月)・25日(火)・26日(水)※	20名	60名
受付日	令和５年３月20日(月)～３月24日(金)		
講習日	令和５年５月15日(月)・16日(火)・17日(水)※	20名	60名
受付日	令和５年４月10日(月)～４月14日(金)		
講習日	令和５年６月５日(月)・６日(火)・７日(水)※	20名	60名
受付日	令和５年５月８日(月)～５月12日(金)		
講習日	令和５年６月19日(月)・20日(火)・21日(水)※	20名	60名
受付日	令和５年５月８日(月)～５月12日(金)		
講習日	令和５年７月10日(月)・11日(火)・12日(水)※	20名	60名
受付日	令和５年６月12日(月)～６月16日(金)		
講習日	令和５年８月21日(月)・22日(火)・23日(水)※	20名	60名
受付日	令和５年７月24日(月)～７月28日(金)		
講習日	令和５年９月11日(月)・12日(火)・13日(水)※	20名	60名
受付日	令和５年８月７日(月)～８月10日(木)		
講習日	令和５年10月16日(月)・17日(火)・18日(水)※	20名	60名
受付日	令和５年９月19日(火)～９月22日(金)		
講習日	令和５年11月13日(月)・14日(火)・15日(水)※	20名	60名
受付日	令和５年10月16日(月)～10月20日(金)		
講習日	令和５年12月11日(月)・12日(火)・13日(水)※	20名	60名
受付日	令和５年11月13日(月)～11月17日(金)		
講習日	令和６年１月22日(月)・23日(火)・24日(水)※	20名	60名
受付日	令和５年12月18日(月)～12月22日(金)		
講習日	令和６年２月26日(月)・27日(火)・28日(水)※	20名	60名
受付日	令和６年１月29日(月)～２月２日(金)		
講習日	令和６年３月11日(月)・12日(火)・13日(水)※	20名	60名
受付日	令和６年２月13日(火)～２月16日(金)		

鹿屋市実施分

〔当協会鹿屋支部（鹿屋市西原4-14-22 TEL0994-40-9055）で受付〕

講習日	令和５年４月17日(月)・18日(火)・19日(水)	30名
受付日	令和５年３月13日(月)～３月14日(火)	

薩摩川内市実施分

〔当協会川内支部（薩摩川内市若葉町 4-12 TEL0996-25-1377）で受付〕

講習日	令和５年９月19日(火)・20日(水)・21日(木)	30名
受付日	令和５年８月７日(月)～８月10日(木)	

曽於市実施分

〔当協会志布志支部（志布志市志布志町志布志3225-3 TEL099-472-4877）で受付〕

講習日	令和５年10月10日(火)・11日(水)・12日(木)	30名
受付日	令和５年９月19日(火)～９月22日(金)	

受講料・テキスト代（税込み合計金額）

●全科目受講者
・会員事業所 ⇨ 22,990円（10%税2,090円込）
・一　　般 ⇨ 23,430円（10%税2,130円込）

●科目免除者
・会員事業所 ⇨ 20,790円（10%税1,890円込）
・一　　般 ⇨ 21,230円（10%税1,930円込）

内訳　・全科目受講者受講料 ⇨ 22,000円
・科目免除者受講料 ⇨ 19,800円
・テキスト代　会員 ⇨ 990円
一般 ⇨ 1,430円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
（詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照）

科目免除者

次のいずれか一つに該当する方は、免除申請により講習科目の一部が免除されます。

●小型移動式クレーン運転技能講習修了者
●床上操作式クレーン運転技能講習修了者
●クレーン・デリック運転士免許所持者
●移動式クレーン運転士免許所持者
●揚貨装置運転士免許所持者

講習科目

学科　(1)クレーン等に関する知識（１時間）
※(2)力学に関する知識（３時間）
(3)クレーン等の玉掛けの方法（７時間）
(4)関係法令（１時間）
(5)学科修了試験（１時間）

実技　(1)クレーン等の玉掛け（６時間）
※(2)運転のための合図（１時間）
(3)実技修了試験

※印が免除申請により免除される科目です。

受講対象者

満18歳以上

人材開発支援助成金　助成金対象講習
（P28参照）

修了証

所定の講習科目を修了し、学科及び実技試験に合格された方に即日又は郵送により修了証を交付します。

フォークリフト運転技能講習 [登録番号 1－21]

●講習期間／●普通自動車運転免許所持者５日間 [学科１日目　：9：00～17：30 / 実技２日目以降：8：30～17：00]
●大特自動車運転免許所持者２日間
終了時刻は予定時間であり延びる場合があります。

最大荷重が１トン以上のフォークリフトの運転の業務に必要な講習です。（道路上を走行させる運転を除く）

講習日程 受付期間　鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）実施分

表示例：大 大型特殊自動車運転免許等所持者コース
普 普通自動車運転免許等所持者コース　定員

大 普	講習日	令和５年４月３日(月)～４月４日(火)	10名
	講習日	令和５年４月３日(月)～４月７日(金)	40名
	受付日	令和５年３月６日(月)～３月10日(金)	

大 普	講習日	令和５年５月８日(月)～５月９日(火)	10名
	講習日	令和５年５月８日(月)～５月12日(金)	40名
	受付日	令和５年４月３日(月)～４月７日(金)	

大 普	講習日	令和５年５月29日(月)～５月30日(火)	10名
	講習日	令和５年５月29日(月)～６月２日(金)	40名
	受付日	令和５年４月24日(月)～４月28日(金)	

大 普	講習日	令和５年７月３日(月)～７月４日(火)	10名
	講習日	令和５年７月３日(月)～７月７日(金)	40名
	受付日	令和５年６月５日(月)～６月９日(金)	

大 普	講習日	令和５年７月31日(月)～８月１日(火)	10名
	講習日	令和５年７月31日(月)～８月４日(金)	40名
	受付日	令和５年７月３日(月)～７月７日(金)	

大 普	講習日	令和５年９月４日(月)～９月５日(火)	10名
	講習日	令和５年９月４日(月)～９月８日(金)	40名
	受付日	令和５年８月７日(月)～８月10日(木)	

大 普	講習日	令和５年10月２日(月)～10月３日(火)	10名
	講習日	令和５年10月２日(月)～10月６日(金)	40名
	受付日	令和５年９月４日(月)～９月８日(金)	

大 普	講習日	令和５年11月６日(月)～11月７日(火)	10名
	講習日	令和５年11月６日(月)～11月10日(金)	40名
	受付日	令和５年10月10日(火)～10月13日(金)	

大 普	講習日	令和５年12月４日(月)～12月５日(火)	10名
	講習日	令和５年12月４日(月)～12月８日(金)	40名
	受付日	令和５年11月６日(月)～11月10日(金)	

大 普	講習日	令和６年１月15日(月)～１月16日(火)	10名
	講習日	令和６年１月15日(月)～１月19日(金)	40名
	受付日	令和５年12月11日(月)～12月15日(金)	

大 普	講習日	令和６年２月５日(月)～２月６日(火)	10名
	講習日	令和６年２月５日(月)～２月９日(金)	40名
	受付日	令和６年１月９日(火)～１月12日(金)	

大 普	講習日	令和６年３月４日(月)～３月５日(火)	10名
	講習日	令和６年３月４日(月)～３月８日(金)	40名
	受付日	令和６年２月５日(月)～２月９日(金)	

カウンターバランスフォークリフト

リーチフォークリフト
全登協「フォークリフト運転教本」より

受講対象者

満18歳以上の方で普通自動車運転免許等所持者
（申し込み時に自動車運転免許証の写しが必要です。）

受講料・テキスト代（税込み合計金額）

●普通自動車運転免許所持者
- 会員事業所 ⇨ 31,900円（10%税2,900円込）
- 一　　般 ⇨ 32,450円（10%税2,950円込）

●大型特殊自動車運転免許所持者
- 会員事業所 ⇨ 20,900円（10%税1,900円込）
- 一　　般 ⇨ 21,450円（10%税1,950円込）

内訳
- 普通自動車運転免許所持者受講料 ⇨ 30,800円
- 大型特殊自動車運転免許所持者受講料 ⇨ 19,800円
- テキスト代　会員 ⇨ 1,100円
- テキスト代　一般 ⇨ 1,650円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
（詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照）

科目免除者

次に該当する方は、免除申請により講習科目の一部が免除されます。

●大型特殊自動車運転免許等所持者
（カタピラ車限定を除く）

講習科目

学科
(1)荷役に関する装置の構造及び取り扱いの知識（４時間）
(2)運転に必要な力学に関する知識（２時間）
(3)関係法令（１時間）
(4)学科修了試験（１時間）

実技※(1)走行の操作（20時間）
(2)荷役の操作（４時間）
(3)実技修了試験

※印が免除申請により免除される科目です。

修了証

所定の講習科目を修了し、学科及び実技試験に合格された方に即日又は郵送により修了証を交付します。

高所作業車運転技能講習 [登録番号 1－17]

●講習期間／２日間（学科１日目：8：30～18：00 実技２日目：8：30～18：00）
終了時刻は予定時間であり延びる場合があります。

作業床の高さが、10m以上の高所作業車の運転の業務に必要な講習です。（道路上を走行させる運転を除く）

２日目（※付）が実技講習になります。受付期間内で申込者多数の場合は、表記日程と異なり、実技日を変更し、最大定員まで受け付けます。

４月例：４月17・18日→４月17・19日
※申込が一定数超える毎に上記のように実技日が変更になります。

講習日程 受付期間

鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）実施分

		定員	最大定員
講習日	令和５年４月17日(月)・18日(火)※	30名	50名
受付日	令和５年３月13日(月)～３月17日(金)		
講習日	令和５年５月22日(月)・23日(火)※	30名	50名
受付日	令和５年４月17日(月)～４月21日(金)		
講習日	令和５年７月18日(火)・19日(水)※	20名	60名
受付日	令和５年６月19日(月)～６月23日(金)		
講習日	令和５年９月25日(月)・26日(火)※	30名	70名
受付日	令和５年８月28日(月)～９月１日(金)		
講習日	令和５年10月30日(月)・31日(火)※	20名	60名
受付日	令和５年10月２日(月)～10月６日(金)		
講習日	令和５年12月18日(月)・19日(火)※	20名	60名
受付日	令和５年11月20日(月)～11月24日(金)		
講習日	令和６年２月19日(月)・20日(火)※	20名	60名
受付日	令和６年１月22日(月)～１月26日(金)		

鹿屋市実施分

〔当協会鹿屋支部（鹿屋市西原4-14-22 TEL0994-40-9055）で受付〕

講習日	令和５年８月７日(月)・８日(火)	30名
受付日	令和５年７月３日(月)～７月４日(火)	

受講対象者

満18歳以上の方で普通自動車運転免許等所持者
（申し込み時に自動車運転免許証の写しが必要です。）

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
（詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照）

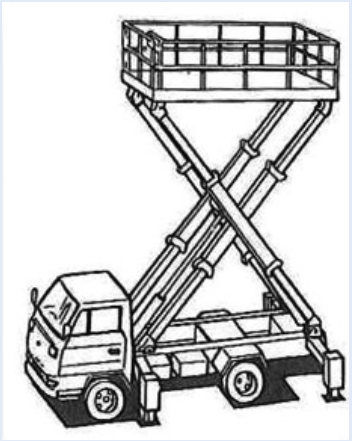

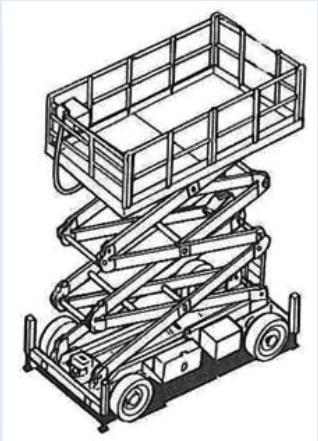

垂直昇降型高所作業車

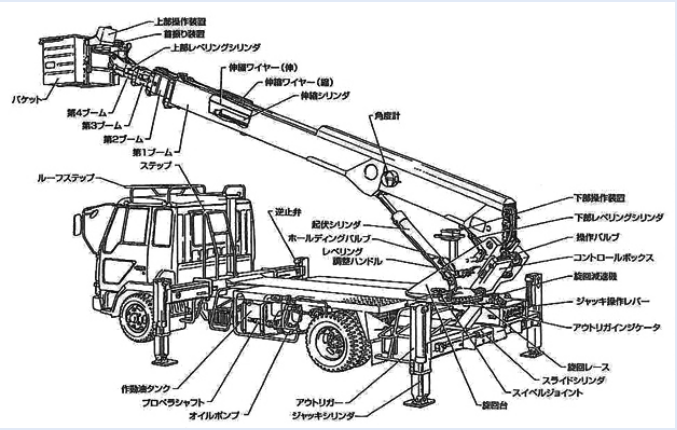

伸縮ブーム型高所作業車

全登協「高所作業車教本」より

受講料・テキスト代（税込み合計金額）

●全科目受講者

- ・会員事業所 ⇨ 37,290円（10%税3,390円込）
- ・一　　般 ⇨ 37,730円（10%税3,430円込）

●科目免除者

- ・会員事業所 ⇨ 36,190円（10%税3,290円込）
- ・一　　般 ⇨ 36,630円（10%税3,330円込）

内訳
- ・普通自動車運転免許等所持者受講料 ⇨ 36,300円
- ・科目免除者受講料 ⇨ 35,200円
- ・テキスト代 会員 ⇨ 990円
- ・テキスト代 一般 ⇨ 1,430円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

科目免除者

次のいずれか一つに該当する方は、免除申請により講習科目の一部が免除されます。

●小型移動式クレーン運転技能講習修了者

●移動式クレーン運転士免許所持者

（申込み時に修了証又は免許証の写しが必要です。）

講習科目

学科
(1)作業装置の構造、取扱いの知識（５時間）
※(2)運転に必要な一般知識（２時間）
(3)関係法令（１時間）
(4)学科修了試験（１時間）

実技
(1)作業装置の操作（６時間）
(2)実技修了試験

※印が免除申請により免除される科目です。

人材開発支援助成金

助成金を利用できる講習です。（P28参照）

修了証

所定の講習科目を修了し、学科及び実技試験に合格された方に即日又は郵送により修了証を交付します。

床上操作式クレーン運転技能講習

登録番号 1－10

●講習期間／３日間［学科１日目：9：00～17：30　２日目：9：00～17：30　実技３日目：8：30～18：00］
終了時刻は予定時間であり延びる場合があります。

つり上げ荷重が５トン以上のクレーン（跨線テルハを除く）の運転の業務のうち床上で運転し、かつ運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーンの運転に必要な講習です。

３日目（※付）が実技講習になります。受付期間内で申込者多数の場合は、表記日程と異なり、実技日を変更し、最大定員まで受け付けます。

４月例：４月３・４・５日→４月３・４・６日
→４月３・４・７日
※申込が一定数超える毎に上記のように実技日が変更になります。

講習日程 受付期間

講習会場　鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）

		定員	最大定員
講習日	令和５年４月３日(月)・４日(火)・５日(水)※	10名	30名
受付日	令和５年３月６日(月)～３月10日(金)		
講習日	令和５年７月３日(月)・４日(火)・５日(水)※	10名	30名
受付日	令和５年６月５日(月)～６月９日(金)		
講習日	令和５年10月30日(月)・31日(火)・11月１日(水)※	10名	30名
受付日	令和５年10月２日(月)～10月６日(金)		
講習日	令和６年２月５日(月)・６日(火)・７日(水)※	10名	30名
受付日	令和６年１月９日(火)～１月12日(金)		

科目免除者

次のいずれか一つに該当する方は、免除申請により講習科目の一部が免除されます。
●玉掛け技能講習修了者
●小型移動式クレーン運転技能講習修了者
●移動式クレーン運転士免許所持者
●揚貨装置運転士免許所持者

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
（詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照）

受講料・テキスト代（税込み合計金額）

●全科目受講者
・会員事業所 ⇨ 31,900円（10%税2,900円込）
・一　　般 ⇨ 32,450円（10%税2,950円込）
●科目免除者
・会員事業所 ⇨ 29,700円（10%税2,700円込）
・一　　般 ⇨ 30,250円（10%税2,750円込）

内訳　・全科目受講者受講料 ⇨ 30,800円
・科目免除者受講料 ⇨ 28,600円
・テキスト代　会員 ⇨ 1,100円
一般 ⇨ 1,650円
※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

講習科目

学科　(1)床上操作式クレーンに関する知識（６時間）
(2)原動機及び電気に関する知識（３時間）
※(3)運転に必要な力学に関する知識（３時間）
(4)関係法令（１時間）
(5)学科修了試験（１時間）
実技　(1)床上操作式クレーンの運転（６時間）
※(2)運転のための合図（１時間）
(3)実技修了試験
※印が免除申請により免除される科目です。

受講対象者

満18歳以上

人材開発支援助成金

助成金対象講習
（P28参照）

修了証

所定の講習科目を修了し、学科及び実技試験に合格された方に即日又は郵送により修了証を交付します。

不整地運搬車運転技能講習

登録番号 1－16

●講習期間／２日間［学科１日目：9：00～17：30　実技２日目：9：00～16：20］
終了時刻は予定時間であり延びる場合があります。

最大積載量が１トン以上の不整地運搬車の運転の業務に必要な講習です。（道路上を走行させる運転を除く）

２日目（※付）が実技講習になります。受付期間内で申込者多数の場合は、表記日程と異なり、実技日を変更し、最大定員まで受け付けます。

８月例：８月30・31日→８月30・９月１日
※申込が一定数超える毎に上記のように実技日が変更になります。

講習日程 受付期間

講習会場　鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）実施分

		定員	最大定員
講習日	令和５年８月30日(水)・31日(木)※	10名	20名
受付日	令和５年７月31日(月)～８月４日(金)		
講習日	令和６年１月22日(月)・23日(火)※	10名	20名
受付日	令和５年12月18日(月)～12月22日(金)		

鹿屋市実施分

〔当協会鹿屋支部（鹿屋市西原4-14-22 TEL0994-40-9055）で受付〕

講習日	令和５年６月19日(月)・20日(火)	10名	20名
受付日	令和５年５月15日(月)～５月16日(火)		

受講対象者

満18歳以上の方で、次のいずれか一つに該当する方
（申し込み時、修了証又は免許証の写しが必要です。）
●車両系建設機械（整地等又は解体用）運転技能講習修了者
●大型特殊自動車運転免許等所持者

受講料・テキスト代（税込み合計金額）

・会員事業所 ⇨ 37,840円（10%税3,440円込）
・一　　般 ⇨ 38,500円（10%税3,500円込）

内訳　・受講料 ⇨ 36,300円
・テキスト代　会員 ⇨ 1,540円
一般 ⇨ 2,200円
※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

講習科目

学科　(1)荷の運搬に関する知識（４時間）
(2)力学に関する知識（２時間）
(3)関係法令（１時間）
(4)学科修了試験（１時間）
実技　(1)荷の運搬（４時間）
(2)実技修了試験

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
（詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照）

人材開発支援助成金

助成金を利用できる講習です。（P28参照）

修了証

所定の講習科目を修了し、学科及び実技試験に合格された方に即日又は郵送により修了証を交付します。

車両系建設機械（解体用）運転技能講習 ［登録番号 1－15］

●講習期間／１日間（9：00～17：30）
終了時刻は予定時間であり延びる場合があります。

機体重量が３トン以上の解体用機械で動力を用いかつ不特定の場所に自走することができるものの運転の業務に必要な講習です。（道路上を走行させる運転を除く）
平成25年７月１日より、つかみ具や鉄骨切断機等のアタッチメントを装備する解体用建設機械も対象となりました。

講習日程 受付期間

講習会場　鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）

		定員
講習日	令和５年５月１日(月)	20名
受付日	令和５年３月20日(月)～３月24日(金)	
講習日	令和５年６月12日(月)	20名
受付日	令和５年５月15日(月)～５月19日(金)	
講習日	令和５年７月７日(金)	20名
受付日	令和５年６月５日(月)～６月９日(金)	
講習日	令和５年８月17日(木)	20名
受付日	令和５年７月18日(火)～７月21日(金)	
講習日	令和５年９月26日(火)	20名
受付日	令和５年８月28日(月)～９月１日(金)	
講習日	令和５年10月２日(月)	20名
受付日	令和５年９月４日(月)～９月８日(金)	
講習日	令和５年11月６日(月)	20名
受付日	令和５年10月10日(火)～10月13日(金)	
講習日	令和６年２月13日(火)	20名
受付日	令和６年１月15日(月)～１月19日(金)	
講習日	令和６年３月18日(月)	20名
受付日	令和６年２月19日(月)～２月22日(木)	

受講料・テキスト代（税込み合計金額）

- 会員事業所 ⇨ 18,590円（10%税1,690円込）
- 一　　般 ⇨ 19,030円（10%税1,730円込）

内訳　・受講料　⇨ 17,600円
　　・テキスト代　会員　⇨ 990円
　　一般　⇨ 1,430円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

講習科目

学科
(1)作業装置の構造、取り扱い、作業方法の知識（２時間）
(2)運転に必要な一般知識（30分）
(3)関係法令（30分）
(4)学科修了試験（50分）

実技
(1)作業装置の操作（２時間）
(2)実技修了試験

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
（詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照）

人材開発支援助成金

助成金を利用できる講習です。（P28参照）

受講対象者

満18歳以上の方で、車両系建設機械（整地等）運転技能講習修了者
（申し込み時、修了証の写しが必要です。）

修了証

所定の講習科目を修了し、学科及び実技試験に合格された方に即日又は郵送により修了証を交付します。

労働安全衛生法施行令　別表第七　建設機械（第十条、第十三条、第二十条関係）
一～五　省略
六　解体用機械
　１　ブレーカ
　２　１に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械

新たに追加された解体用建設機械のアタッチメント（下）

厚生労働省HPより

労働安全衛生規則
（定義等）
第百五十一条の百七十五　この節において解体用機械とは、令別表第七第六号に掲げる機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。
２　令別表第七第六号２の厚生労働省令で定める機械は、次のとおりとする。
　一　鉄骨切断機
　二　コンクリート圧砕機
　三　解体用つかみ機

お知らせ

旧・解体用の技能講習修了証（平成25年７月１日の法改正前に実施したもの）をお持ちの皆様へ

平成25年７月１日の法改正により、解体用つかみ機・鉄骨切断機・コンクリート圧砕機（上図参考）が解体用機械に加えられました。これらの機械の運転には法改正以降に実施する車両系建設機械（解体用）運転技能講習の修了が必要です。法改正前の修了者（修了証）につきましては下記のような取扱いとなります。

法改正（平成25年７月１日）前に取得した車両系建設機械（解体用）運転技能講習修了証について

→ 従来通り、ブレーカの運転業務に就くことができます。

＋

新たに加えられた解体用機械（鉄骨切断機・コンクリート圧砕機・解体用つかみ機）の運転業務に就くには、車両系建設機械（解体用）運転技能講習を再度受講し、修了する必要があります。

鉄骨切断機（鉄骨を切断）

コンクリート圧砕機（コンクリート構造物を砕く）

解体用つかみ機（木造工作物を解体）

厚生労働省 HP より

ガス溶接技能講習 [登録番号 1－12]

●講習期間／2日間（9：00～17：30）
都合により変更する場合があります。

可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務に必要な講習です。

講習日程 受付期間

鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）実施分

		定員
講習日	令和５年５月11日(木)・12日(金)	40名
受付日	令和５年４月３日(月)～４月７日(金)	
講習日	令和５年９月19日(火)・20日(水)	40名
受付日	令和５年８月21日(月)～８月25日(金)	
講習日	令和５年12月25日(月)・26日(火)	40名
受付日	令和５年11月27日(月)～12月１日(金)	
講習日	令和６年３月18日(月)・19日(火)	40名
受付日	令和６年２月19日(月)～２月22日(木)	

受講料・テキスト代（税込み合計金額）

・会員事業所　⇨　11,550円（10%税1,050円込）
・一　　般　⇨　11,880円（10%税1,080円込）

内訳　・受講料　⇨　11,000円
・テキスト代　会員　⇨　550円
一般　⇨　880円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

講習科目

学科　(1)ガス溶接等の構造、取扱いの知識（４時間）
(2)可燃性ガス及び酸素の知識（３時間）
(3)関係法令（１時間）
(4)学科修了試験（１時間）

実技　(1)ガス溶接等の設備の取扱い（５時間）

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
（詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照）

受講対象者

満18歳以上

人材開発支援助成金

助成金対象講習
（P28参照）

修了証

所定の講習科目を修了し、学科試験に合格された方に修了証を交付します。

右記の講習につきましては当協会の支部において実施致します。申し込み方法等詳細につきましては各支部へ直接お問い合わせ下さい。	講習月・場　所	問　い　合　わ　せ　先	
	９月　曽於市	志布志支部	TEL 099-472-4877　志布志市志布志町志布志3225-3

移動式クレーン運転実技教習 [登録番号 1－19]

●教習期間／５日間（8：30～18：10）
※人員により時間変更する場合があります。

つり上げ荷重が５トン以上の移動式クレーンの運転業務（道路上を走行させる運転を除く）には、移動式クレーン運転士免許が必要です。この免許を取得するには、安全衛生技術試験協会が実施する試験（学科及び実技）に合格しなければなりません。当協会が行う実技教習を修了されますと、実技試験が免除されます。（１年間有効）

教習日程 受付期間

講習会場　鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）

		定員
講習日	令和５年４月24日(月)～４月28日(金)	６名
受付日	令和５年３月20日(月)～３月24日(金)	
講習日	令和５年６月26日(月)～６月30日(金)	６名
受付日	令和５年５月29日(月)～６月２日(金)	
講習日	令和５年11月27日(月)～12月１日(金)	６名
受付日	令和５年10月30日(月)～11月２日(木)	
講習日	令和５年12月18日(月)～12月22日(金)	６名
受付日	令和５年11月20日(月)～11月24日(金)	
講習日	令和６年２月26日(月)～３月１日(金)	６名
受付日	令和６年１月29日(月)～２月２日(金)	

教習風景（ラフテレーンクレーン〈つり上げ荷重10ｔ〉）

教習風景（トラッククレーン〈つり上げ荷重７ｔ〉）

受講料・テキスト代（税込み合計金額）

●全科目受講者
・会員事業所　⇨　91,080円（10%税8,280円込）
・一　　般　⇨　92,565円（10%税8,415円込）

●学科合格者
テキスト不要のため
教習料のみ　81,400円（10%税7,400円込）

内訳　・全科目受講者教習料　⇨　88,000円
・学科合格者教習料　⇨　81,400円
・テキスト代（３冊セット）　会員　⇨　3,080円
一般　⇨　4,565円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

申込方法

申込書に教習料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
（詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照）

教習科目

学科　(1)移動式クレーンに関する知識（３時間）
※(2)原動機及び電気に関する知識（３時間）
※(3)力学に関する知識（３時間）
※(4)関係法令（３時間）

実技　(1)基本運転（４時間）
(2)応用運転（４時間）
(3)合図の基本作業（１時間）
(4)実技修了検定

※印は、学科試験に合格されている方は免除になります。
申し込み時、学科試験結果通知書の写しが必要です。

受講対象者

満18歳以上

人材開発支援助成金

助成金対象講習
（P28参照）

修了証

所定の教習科目を修了し、実技検定に合格された方に郵送により修了証を交付します。

有機溶剤作業主任者技能講習 [登録番号 1－9]

●講習期間／2日間（1日目9：00～16：30 2日目9：00～17：40）
都合により変更する場合があります。

事業者は、屋内作業場等において、有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、厚生労働省令で定める作業に労働者を就かせる場合は、有機溶剤中毒を予防するため、有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから「有機溶剤作業主任者」を選任し、その者に作業に従事する労働者の指揮その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければなりません。

講習日程 受付期間　講習会場　オロシティーホール（鹿児島市卸本町）

※講習会場については、変更になる場合があります。

		定員
講習日	令和５年６月22日㈭～６月23日㈮	70名
受付日	令和５年５月22日㈪～５月26日㈮	
講習日	令和５年８月17日㈭～８月18日㈮	70名
受付日	令和５年７月18日㈫～７月21日㈮	
講習日	令和５年11月15日㈬～11月16日㈭	70名
受付日	令和５年10月16日㈪～10月20日㈮	

申込方法　申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。（詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照）

修了証　所定の講習科目を受講し、学科試験に合格された方に郵送により修了証を交付します。

受講対象者　満18歳以上の方　人材開発支援助成金　助成金対象講習（P28参照）

受講料・テキスト代（税込み合計金額）

・会員事業所 ⇨ 15,620円（10%税1,420円込）
・一　　般 ⇨ 16,280円（10%税1,480円込）

内訳　・受講料 ⇨ 14,300円
・テキスト代　会員 ⇨ 1,320円
一般 ⇨ 1,980円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

講習科目　学科
(1)健康障害及びその予防措置に関する知識（４時間）
(2)作業環境の改善方法に関する知識（４時間）
(3)保護具に関する知識（２時間）
(4)関係法令（２時間）
(5)学科修了試験（１時間）

労働安全衛生法施行令第六条
二十二　屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部その他の厚生労働省令で定める場所において別表第六の二に掲げる有機溶剤（当該有機溶剤と当該有機溶剤以外の物との混合物で、当該有機溶剤を当該混合物の重量の五パーセントを超えて含有するものを含む。第二十一条第十号及び第二十二条第一項第六号において同じ。）を製造し、又は取り扱う業務で、厚生労働省令で定めるものに係る作業。

【有機溶剤】

労働安全衛生法施行令　別表第六の二
有機溶剤（第六条、第二十一条、第二十二条関係）

一　アセトン
二　イソブチルアルコール
三　イソプロピルアルコール
四　イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）
五　エチルエーテル
六　エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）
七　エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）
八　エチレングリコールモノ－ノルマル－ブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）
九　エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）
十　オルト－ジクロルベンゼン
十一　キシレン
十二　クレゾール
十三　クロルベンゼン
十五　酢酸イソブチル
十六　酢酸イソプロピル
十七　酢酸イソペンチル（別名酢酸イソアミル）
十八　酢酸エチル
十九　酢酸ノルマル－ブチル
二十　酢酸ノルマル－プロピル
二十一　酢酸ノルマル－ペンチル（別名酢酸ノルマル－アミル）
二十二　酢酸メチル
二十四　シクロヘキサノール
二十五　シクロヘキサノン
二十八　一・二－ジクロルエチレン（別名二塩化アセチレン）
三十　N・N－ジメチルホルムアミド
三十四　テトラヒドロフラン
三十五　一・一・一－トリクロルエタン
三十七　トルエン
三十八　二硫化炭素
三十九　ノルマルヘキサン
四十　一－ブタノール
四十一　二－ブタノール
四十二　メタノール
四十四　メチルエチルケトン
四十五　メチルシクロヘキサノール
四十六　メチルシクロヘキサノン
四十七　メチル－ノルマル－ブチルケトン
四十八　ガソリン
四十九　コールタールナフサ（ソルベントナフサを含む。）
五十　石油エーテル
五十一　石油ナフサ
五十二　石油ベンジン
五十三　テレビン油
五十四　ミネラルスピリット（ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。）
五十五　前各号に掲げる物のみから成る混合物

（2023年１月１日現在）

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習 ［登録番号 1－22］

●講習期間／2日間（1日目9：00～16：30 / 2日目9：00～17：40）
都合により変更する場合があります。

事業者は、労働安全衛生法施行令第六条第十八号の作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（特別有機溶剤業務に係る作業にあっては、有機溶剤作業主任者技能講習）を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければなりません。また、事業者は、労働安全衛生法施行令第六条第二十号の作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、四アルキル鉛等作業主任者を選任しなければなりません。

講習日程 受付期間

講習会場　オロシティーホール（鹿児島市卸本町）実施分

※講習会場については、変更になる場合があります。

		定員
講習日	令和５年５月11日㈭～５月12日㈮	70名
受付日	令和５年４月３日㈪～４月７日㈮	
講習日	令和５年８月３日㈭～８月４日㈮	70名
受付日	令和５年７月３日㈪～７月７日㈮	
講習日	令和５年11月30日㈭～12月１日㈮	70名
受付日	令和５年10月30日㈪～11月２日㈭	

奄美実施分

〔当協会大島支部（奄美市名瀬港町15-1 紬会館ビル TEL0997-53-5487）で受付〕

講習日	令和５年11月８日㈬～11月９日㈭	40名
受付日	令和５年９月25日㈪～９月29日㈮	

受講料・テキスト代（税込み合計金額）

- 会員事業所 ⇨ 15,620円（10%税1,420円込）
- 一　　般 ⇨ 16,280円（10%税1,480円込）

内訳　・受講料 ⇨ 14,300円
　　・テキスト代　会員 ⇨ 1,320円
　　一般 ⇨ 1,980円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

講習科目

学科
(1)健康障害及びその予防措置に関する知識（４時間）
(2)作業環境の改善方法に関する知識（４時間）
(3)保護具に関する知識（２時間）
(4)関係法令（２時間）
(5)学科修了試験（１時間）

受講対象者

満18歳以上

人材開発支援助成金

助成金対象講習（P28参照）

修了証

所定の講習科目を修了し、学科試験に合格された方に郵送により修了証を交付します。

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。（詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照）

労働安全衛生法施行令第六条（抜粋）

十八　別表第三に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業等を除く。）
二十　別表第五第一号から第六号まで又は第八号に掲げる四アルキル鉛等業務に係る作業

労働安全衛生法施行令　別表第三
特定化学物質（第六条、第九条の三、第十七条、第十八条、第十八条の二、第二十一条、第二十二条関係）

一　第一類物質
1　ジクロルベンジジン及びその塩
2　アルファ－ナフチルアミン及びその塩
3　塩素化ビフェニル（別名PCB）
4　オルト－トリジン及びその塩
5　ジアニシジン及びその塩
6　ベリリウム及びその化合物
7　ベンゾトリクロリド
8　１から６までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有し、又は７に掲げる物をその重量の〇.五パーセントを超えて含有する製剤その他の物（合金にあっては、ベリリウムをその重量の三パーセントを超えて含有するものに限る。）

二　第二類物質
1　アクリルアミド
2　アクリロニトリル
3　アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。）
3の２　インジウム化合物
3の３　エチルベンゼン
4　エチレンイミン
5　エチレンオキシド
6　塩化ビニル
7　塩素
8　オーラミン
8の２　オルトートルイジン
9　オルト－フタロジニトリル
10　カドミウム及びその化合物
11　クロム酸及びその塩
11の２　クロロホルム
12　クロロメチルメチルエーテル
13　五酸化バナジウム
13の２　コバルト及びその無機化合物
14　コールタール
15　酸化プロピレン
15の２　三酸化二アンチモン
16　シアン化カリウム
17　シアン化水素
18　シアン化ナトリウム
18の２　四塩化炭素
18の３　一・四－ジオキサン
18の４　一・二－ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）
19　三・三'－ジクロロ－四・四'－ジアミノジフェニルメタン
19の２　一・二－ジクロロプロパン
19の３　ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）
19の４　ジメチル－二・二－ジクロロビニルホスフェイト（別名DDVP）
19の５　一・一－ジメチルヒドラジン
20　臭化メチル
21　重クロム酸及びその塩
22　水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く。）
22の２　スチレン
22の３　一・一・二・二－テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）
22の４　テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）
22の５　トリクロロエチレン
23　トリレンジイソシアネート
23の２　ナフタレン
23の３　ニツケル化合物（24に掲げる物を除き、粉状の物に限る。）
24　ニツケルカルボニル
25　ニトログリコール
26　パラ－ジメチルアミノアゾベンゼン
27　パラ－ニトロクロルベンゼン
27の２　砒素及びその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）
28　弗化水素
29　ベーター－プロピオラクトン
30　ベンゼン
31　ペンタクロルフエノール（別名PCP）及びそのナトリウム塩
31の２　ホルムアルデヒド
32　マゼンタ
33　マンガン及びその化合物
33の２　メチルイソブチルケトン
34　沃化メチル
34の２　溶接ヒューム
34の３　リフラクトリーセラミックファイバー
35　硫化水素
36　硫酸ジメチル
37　１から36までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

三　第三類物質
1　アンモニア
2　一酸化炭素
3　塩化水素
4　硝酸
5　二酸化硫黄
6　フエノール
7　ホスゲン
8　硫酸
9　１から８までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

（2023年１月１日現在）

※「溶接ヒューム」が特定化学物質（第２類物質）に加えられました。金属アーク溶接等作業では、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから特定化学物質作業主任者を選任し、必要な職務を行わせることが必要です。また、特殊健康診断の実施その他健康障害防止措置が義務づけられています。

酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 ［登録番号 1－8］

●講習期間／３日間（１日目９：00～15：50 ２日目９：00～17：40 ３日目９：00～16：00）
終了時刻は予定時間であり延びる場合があります。

事業者は、酸素欠乏危険作業については、第１種酸素欠乏危険作業にあっては酸素欠乏危険作業主任者技能講習又は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから、第２種酸素欠乏危険作業にあっては酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから、酸素欠乏危険作業主任者を選任しなければなりません。当協会が実施する酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習の修了者は第１種及び第２種酸素欠乏危険作業において作業主任者として選任することができます。

別表第六に掲げる酸素欠乏危険場所　（酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の選任を必要とする場所を抜粋）
三の三　海水が滞留しており、若しくは滞留したことのある熱交換器、管、暗きょ、マンホール、溝若しくはピット又は海水を相当期間入れてあり、若しくは入れたことのある熱交換器等の内部
九　し尿、腐泥、汚水、パルプ液その他腐敗し、又は分解しやすい物質を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、船倉、槽、管、暗きょ、マンホール、溝又はピットの内部
十二　その他厚生労働大臣が定める場所

講習日程 受付期間

講習会場　鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）

		定員
講習日	令和５年５月24日(水)～５月26日(金)	60名
受付日	令和５年４月17日(月)～４月21日(金)	
講習日	令和５年６月14日(水)～６月16日(金)	60名
受付日	令和５年５月15日(月)～５月19日(金)	
講習日	令和５年７月19日(水)～７月21日(金)	60名
受付日	令和５年６月19日(月)～６月23日(金)	
講習日	令和５年８月30日(水)～９月１日(金)	60名
受付日	令和５年７月31日(月)～８月４日(金)	
講習日	令和５年９月20日(水)～９月22日(金)	60名
受付日	令和５年８月21日(月)～８月25日(金)	
講習日	令和５年10月25日(水)～10月27日(金)	60名
受付日	令和５年９月25日(月)～９月29日(金)	
講習日	令和５年12月20日(水)～12月22日(金)	60名
受付日	令和５年11月20日(月)～11月24日(金)	
講習日	令和６年２月14日(水)～２月16日(金)	60名
受付日	令和６年１月15日(月)～１月19日(金)	

救急蘇生の実技風景

酸素濃度測定の実技風景

受講料・テキスト代（税込み合計金額）

・会員事業所　⇨　21,340円（10%税1,940円込）
・一　　般　⇨　22,110円（10%税2,010円込）

内訳　・受講料　⇨　19,800円
　　・テキスト代　会員　⇨　1,540円
　　一般　⇨　2,310円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

講習科目

学科
(1)酸欠症等及び救急そ生に関する知識（３時間）
(2)酸欠症等の発生の原因及び防止措置に関する知識（４時間）
(3)保護具に関する知識（２時間）
(4)関係法令（2.5時間）
(5)学科修了試験（１時間）

実技
(1)救急そ生の方法（２時間）
(2)酸素及び硫化水素の濃度の測定方法（２時間）
(3)実技修了試験

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
（詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照）

修了証

所定の講習科目を修了し、学科及び実技試験に合格された方に郵送により修了証を交付します。

受講対象者

満18歳以上

人材開発支援助成金

助成金対象講習
（P28参照）

※作業主任者を選任したときは、作業主任者の氏名及びその者に行なわせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければなりません。

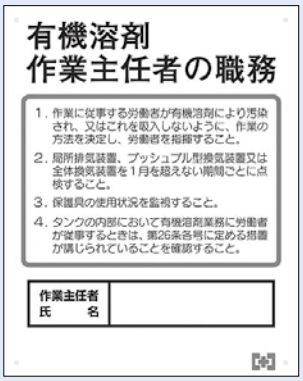

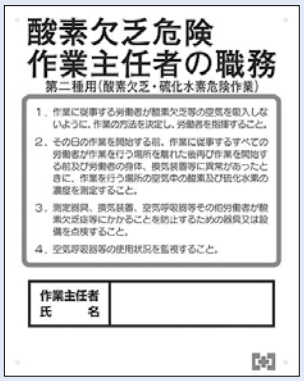

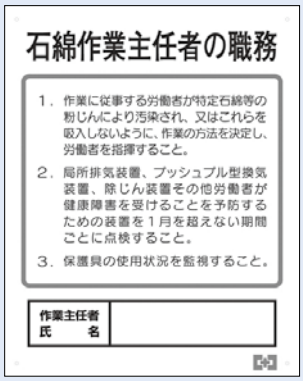

※石綿作業主任者技能講習は平成18年４月から実施されており、それ以前の旧特定化学物質等障害予防規則の技能講習修了者から選任することもできます。

技能講習名	作業主任者（○は選任可能）			備考
	特定化学物質	四アルキル鉛等	石　綿	
特定化学物質及び四アルキル鉛等	○	○	×	現行制度
特定化学物質等	○	×	○	旧制度
四アルキル鉛等	×	○	×	旧制度

石綿作業主任者技能講習 [登録番号 1－20] ●講習期間／2日間（1日目9：00～16：40 2日目9：00～15：30）

石綿は、その吸入により肺がん、中皮腫等の重篤な健康障害を引き起こすおそれがあります。石綿等の取扱い作業等については、建築物の解体等の作業が中心となることから、石綿作業主任者技能講習が設けられており、当該講習を修了した者から石綿作業主任者を選任することとされています。

講習日程 受付期間

講習会場　鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）

		定員
講習日	令和５年４月27日㈭～４月28日㈮	70名

講習会場　オロシティーホール（鹿児島市卸本町）実施分

※講習会場については、変更になる場合があります。

		定員
講習日	令和５年４月29日㈯～４月30日㈰	70名
講習日	令和５年５月13日㈯～５月14日㈰	70名
講習日	令和５年６月６日㈫～６月７日㈬	70名
講習日	令和５年６月24日㈯～６月25日㈰	70名
講習日	令和５年７月13日㈭～７月14日㈮	70名
講習日	令和５年９月７日㈭～９月８日㈮	70名
講習日	令和５年９月９日㈯～９月10日㈰	70名
講習日	令和５年10月７日㈯～10月８日㈰	70名
講習日	令和５年10月19日㈭～ 10月20日㈮	70名
講習日	令和５年10月21日㈯～10月22日㈰	70名
講習日	令和５年12月14日㈭～12月15日㈮	70名
講習日	令和５年12月16日㈯～12月17日㈰	70名
講習日	令和５年12月26日㈫～12月27日㈬	70名

奄美実施分

		定員
講習日	令和５年11月10日㈮～11月11日㈯	40名

受講料・テキスト代（税込み合計金額）

- 会員事業所 ⇨ 15,620円（10%税1,420円込）
- 一　　般 ⇨ 16,280円（10%税1,480円込）

内訳　・受講料 ⇨ 14,300円
　　・テキスト代　会員 ⇨ 1,320円
　　一般 ⇨ 1,980円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

講習科目

学科
(1)健康障害及びその予防措置に関する知識（２時間）
(2)作業環境の改善方法に関する知識（４時間）
(3)保護具に関する知識（２時間）
(4)関係法令（２時間）
(5)学科修了試験（１時間）

受講対象者

満18歳以上

人材開発支援助成金　助成金対象講習（P28参照）

修了証

所定の講習科目を修了し、学科試験に合格された方に郵送により修了証を交付します。

石綿技能講習の受付方法が変わりました！！（窓口での先着順受付は致しません）

①受講を希望される方は、令和５年度の講習日程の中から希望日を選択して、下記申出書にご記入の上、FAX又は郵送にて提出願います。３月６日から、全ての講習日程について、定員に達する迄受付けます。
②先着順で受講可能日及び受講手続きについてご案内します。
③当社から連絡後、受講申込書の提出及びご入金をお願いします。
（注意！）当社からのご案内の前に、受講申込書の提出及びご入金をされても受付は出来ません。

FAX099-226-3622
（土・日・祝日除く　午前８:30～17:00）

石綿作業主任者技能講習受講希望申出書（R5.3.6 ～受付）

第１希望日	令和　　年　　月　　日　から実施分	第２希望日	令和　　年　　月　　日　から実施分
受講希望日（いつでも）□（空きのある日程でいつでもよければ✓をお願いします。） ※キャンセルが出た日程や上記以外で臨時で設定した日程でご案内する場合があります。			
事業場名		□会員（事業場が当協会の会員として加入している場合） □非会員	
所在地	〒　　－		
受講者名		受講者名	
連絡先	TEL　　（　　）	FAX	（　　）
連絡担当者	（部署）	（担当者名）	

※申込みは鹿児島県内の事業場とし、受講者数は１事業場あたり２名までとします。
　複数希望の場合は、２名受講終了後、再度受講希望申出書の提出をお願いします。
※受付状況につきましては、随時、当社ホームページでご案内します。
※全ての講習日程が定員に達した場合は、締め切らせていただきます。

乾燥設備作業主任者技能講習 [登録番号 1－2] ●講習期間／2 日間（9：00～18：30）

乾燥設備による物の乾燥作業は、化学工場や機械器具製造工場などで広く行われていますが、これらの作業中に、乾燥設備の構造上の欠陥や作業方法の不適切などによって爆発、火災等の災害が発生しています。事業者は、労働安全衛生法施行令第六条第八号の作業については、乾燥設備作業主任者技能講習を修了した者のうちから、乾燥設備作業主任者を選任しなければなりません。

労働安全衛生法施行令第六条
八　次に掲げる設備による物の加熱乾燥の作業（抜粋）
　イ　乾燥設備のうち、危険物等に係る設備で、内容積が一立方メートル以上のもの
　ロ　乾燥設備のうち、イの危険物等以外の物に係る設備で、熱源として燃料を使用するもの又は熱源として電力を使用するもの

講習日程 受付期間

講習会場　オロシティーホール（鹿児島市卸本町）

定員

講習日	令和５年10月５日㈭～10月６日㈮	70名
受付日	令和５年９月４日㈪～９月８日㈮	

受講資格

次のいずれかの経験を有する方
⑴乾燥設備の取扱いの作業に５年以上従事した経験を有する者
⑵学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の学科を専攻して卒業した者で、その後１年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの作業に従事した経験を有する者
⑶学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を専攻して卒業した者でその後２年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの作業に従事した経験を有する者
※上記の経験証明を申込書の裏面（P.34）実務経験従事証明書に必ず記入をお願いします。
⑵、⑶に該当される方は、卒業証明書（原本）又は卒業証書の写し（事業者の原本証明が必要）を添付して下さい。

上記受講資格に関する留意事項

◎大学又は高等専門学校とは、学校教育法によるものです。（職業能力開発大学校、農業大学校等は除きます。）
◎理科系統の正規の学科とは、学校教育法に基づいて設置された理学又は工学に関する学科でたとえば機械科、金属工学科、造船学科等をいう。

受講料・テキスト代（税込み合計金額）

・会員事業所　⇨　15,400円（10%税1,400円込）
・一　　般　⇨　15,950円（10%税1,450円込）

内訳
・受講料　⇨　14,300円
・テキスト代　会員　⇨　1,100円
　　一般　⇨　1,650円
※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
（詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照）

講習科目

学科　⑴乾燥設備等の構造及び取扱いの知識（４時間）
⑵乾燥設備等の点検整備及び異常時の処置に関する知識（４時間）
⑶乾燥作業の管理に関する知識（５時間）
⑷関係法令（２時間）
⑸学科修了試験（１時間）

修了証

所定の講習科目を修了し、学科試験に合格された方に郵送により修了証を交付します。

【参考】 乾燥設備（乾燥室及び乾燥器）の種類

1	箱型乾燥器	6	振動乾燥器	11	ドラム型乾燥器
2	トンネル型乾燥器	7	流動層乾燥器	12	シート乾燥器
3	バンド型乾燥器	8	気流乾燥器	13	回転乾燥器（間接式）
4	多段円盤乾燥器	9	噴霧乾燥器	14	赤外線乾燥器
5	回転乾燥器	10	真空乾燥器	15	ウイケット乾燥器

建築物等の鉄骨の組立等作業主任者技能講習 [登録番号 1－4] ●講習期間／2 日間（1日目9：00～17：10 2日目9：00～16：00）

事業者は、高さが５メートル以上であるものの建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるものの組立て、解体又は変更の作業には、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者を選任しなければなりません。

講習日程 受付期間

講習会場　鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）

定員

講習日	令和５年８月28日㈪～８月29日㈫	50名
受付日	令和５年７月31日㈪～８月４日㈮	

受講資格

次のいずれかの経験を有する方
⑴建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるものの組立て、解体又は変更の作業（「建築物等の鉄骨の組立て等作業」という）に関する作業に３年以上従事した経験を有する者
⑵学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後２年以上建築物等の鉄骨の組立て等の作業に従事した経験を有する者

※上記の経験証明を申込書の裏面（P.34）実務経験従事証明書に必ず記入をお願いします。
⑵に該当される方は、卒業証明書（原本）又は卒業証書の写し（事業者の原本証明が必要）を添付して下さい。

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
（詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照）

受講料・テキスト代（税込み合計金額）

・会員事業所　⇨　15,950円（10%税1,450円込）
・一　　般　⇨　16,720円（10%税1,520円込）

内訳
・受講料　⇨　14,300円
・テキスト代　会員　⇨　1,650円
　　一般　⇨　2,420円
※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

講習科目

学科　⑴建築物の骨組み又は塔の組み立て解体、変更の知識（５時間）
⑵工事用設備等の知識（1.5時間）
⑶作業環境等の知識（1.5時間）
⑷作業者に対する教育等の知識（1.5時間）
⑸関係法令（1.5時間）
⑹学科修了試験（１時間）

人材開発支援助成金

助成金対象講習（P28参照）

修了証

所定の講習科目を修了し、学科試験に合格された方に郵送により修了証を交付します。

特　別　教　育

事業者は、労働災害を防止するため、危険又は有害業務に労働者をつかせるときは、安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならないと労働安全衛生法で定められています。当協会は、事業者に代わり安全衛生教育を実施しています。

ローラー運転業務の特別教育　●講習期間／2日間（学科１日目9：00～16：30 実技２日目9：00～14：30）

締固め用機械（ローラー）で動力を用い不特定の場所に自走することができるものの運転の業務に必要な教育です。
（道路上を走行させる運転を除く）

講習日程 受付期間　講習会場　鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）

		定員
講習日	令和５年７月24日(月)～７月25日(火)	30名
受付日	令和５年６月26日(月)～６月30日(金)	
講習日	令和５年12月25日(月)～12月26日(火)	30名
受付日	令和５年11月27日(月)～12月１日(金)	

受講料・テキスト代（税込み合計金額）

・会員事業所　⇨　17,160円（10%税1,560円込）
・一　　般　⇨　20,460円（10%税1,860円込）

内訳　・受講料　会員　⇨　15,400円
　　一般　⇨　18,700円
　・テキスト代　⇨　1,760円

※会員事業所は会員価格での受講料となっております。

講習科目

学科　(1)ローラーに関する知識（４時間）
　　(2)運転に必要な一般知識（１時間）
　　(3)関係法令（１時間）
実技　(1)ローラーの運転（４時間）

申込方法　申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
（詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照）

受講対象者　満18歳以上

人材開発支援助成金　助成金対象講習（P28参照）

修了証　所定の講習科目を修了された方に、特別教育修了証を交付します。

クレーン運転業務の特別教育　●講習期間／2日間（学科１日目9：00～17：30 実技２日目9：00～16：30）

次に掲げるクレーンの運転の業務に必要な教育です。
イ．つり上げ荷重が５トン未満のクレーン　　ロ．つり上げ荷重が５トン以上の跨線テルハ

２日目（※付）が実技講習になります。受付期間内で申込者多数の場合は、表記日程と異なり、実技日を変更し、最大定員まで受け付けます。

５月例：５月29・30日→５月29・31日
　　→５月29日・6月1日
※申込が一定数超える毎に上記のように実技日が変更になります。

講習日程 受付期間　講習会場　鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）

		定員	最大定員
講習日	令和５年５月29日(月)・30日(火)※	15名	60名
受付日	令和５年４月24日(月)～４月28日(金)		
講習日	令和５年７月31日(月)・８月１日(火)※	15名	60名
受付日	令和５年７月３日(月)～７月７日(金)		
講習日	令和５年10月３日(火)・４日(水)※	15名	45名
受付日	令和５年９月４日(月)～９月８日(金)		
講習日	令和５年11月27日(月)・28日(火)※	15名	60名
受付日	令和５年10月30日(月)～11月２日(木)		
講習日	令和６年１月29日(月)・30日(火)※	15名	60名
受付日	令和５年12月18日(月)～12月22日(金)		
講習日	令和６年３月４日(月)・５日(火)※	15名	60名
受付日	令和６年２月５日(月)～２月９日(金)		

クレーンの分類

クレーン
- ■ 天井クレーン
- ■ ジブクレーン
- ■ 橋形クレーン
- ■ アンローダ
- ■ ケーブルクレーン
- ■ テルハ
- ■ スタッカークレーン

受講料・テキスト代（税込み合計金額）

・会員事業所　⇨　17,160円（10%税1,560円込）
・一　　般　⇨　20,460円（10%税1,860円込）

内訳　・受講料　会員　⇨　15,400円
　　一般　⇨　18,700円
　・テキスト代　⇨　1,760円

※会員事業所は会員価格での受講料となっております。

講習科目

学科　(1)クレーンに関する知識（３時間）
　　(2)原動機及び電気に関する知識（３時間）
　　(3)運転に必要な力学に関する知識（２時間）
　　(4)関係法令（１時間）
実技　(1)クレーンの運転（３時間）
　　(2)運転のための合図（１時間）

申込方法　申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
（詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照）

受講対象者　満18歳以上

人材開発支援助成金　助成金対象講習（P28参照）

修了証　所定の講習科目を修了された方に、特別教育修了証を交付します。

小型車両系建設機械（整地･運搬･積込み用及び掘削用）運転業務の特別教育

●講習期間／2 日間（学科１日目9：00～17：30 実技２日目9：00～16：30）

機体重量が３トン未満の労働安全衛生法施行令別表第七第一号、二号に掲げる建設機械で動力を用い、かつ不特定の場所に自走することができるものの運転の業務に必要な教育です。（道路上を走行させる運転を除く）

講習日程 受付期間　講習会場　鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）

		定員
講習日	令和５年７月27日㈭～７月28日㈮	30名
受付日	令和５年６月26日㈪～６月30日㈮	
講習日	令和５年11月20日㈪～11月21日㈫	30名
受付日	令和５年10月23日㈪～10月27日㈮	
講習日	令和６年２月19日㈪～２月20日㈫	30名
受付日	令和６年１月22日㈪～１月26日㈮	

申込方法　申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
（詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照）

受講料・テキスト代（税込み合計金額）

- 会員事業所 ⇨ 16,830円（10%税1,530円込）
- 一　　般 ⇨ 20,130円（10%税1,830円込）

内訳　・受講料　会員 ⇨ 15,400円
　　一般 ⇨ 18,700円
　・テキスト代 ⇨ 1,430円
※会員事業所は会員価格での受講料となっております。

旋回とアームの動き

小型バックホーの掘削作業

講習科目
学科 (1)走行装置の構造､取扱いの知識（３時間）
(2)作業装置の構造、取扱い及び作業方法の知識（２時間）
(3)運転に必要な一般知識（１時間）
(4)関係法令（１時間）
実技 (1)走行の操作（４時間）
(2)作業装置の操作（２時間）

受講対象者　満18歳以上

人材開発支援助成金　助成金対象講習（P28参照）

修了証　所定の講習科目を修了された方に、特別教育修了証を交付します。

アーク溶接等の業務の特別教育

●講習期間／3 日間（9：00～17：30）

アーク溶接機を用いて行う金属の溶接等の業務に必要な教育です。

３日目（※付）が実技講習になります。受付期間内で申込者多数の場合は、表記日程と異なり、実技日を変更し、最大定員まで受け付けます。

４月例：４月11・12・13日
　　→４月11・12・14日
※申込が一定数超える毎に上記のように実技日が変更になります。

講習日程 受付期間　講習会場　鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）

		定員	最大定員
講習日	令和５年４月11日㈫・12日㈬・13日㈭※	36名	50名
受付日	令和５年３月６日㈪～３月10日㈮		
講習日	令和５年６月26日㈪・27日㈫・28日㈬※	36名	60名
受付日	令和５年５月29日㈪～６月２日㈮		
講習日	令和５年９月５日㈫・６日㈬・７日㈭※	36名	60名
受付日	令和５年８月７日㈪～８月10日㈭		
講習日	令和５年11月７日㈫・８日㈬・９日㈭※	36名	60名
受付日	令和５年10月10日㈫～10月13日㈮		
講習日	令和６年１月16日㈫・17日㈬・18日㈭※	36名	60名
受付日	令和５年12月11日㈪～12月15日㈮		

申込方法　申込書に受講料等を添えて､受付期間内に申し込み下さい。
（詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照）

修了証　所定の講習科目を修了された方に、特別教育修了証を交付します。

「溶接ヒューム」が労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることから、特定化学物質（第２類物質）に加えられました。金属アーク溶接等作業については、特定化学物質作業主任者の選任（P14参照）等の健康障害防止措置が義務付けられています。

受講料・テキスト代（税込み合計金額）

- 会員事業所 ⇨ 18,810円（10%税1,710円込）
- 一　　般 ⇨ 22,110円（10%税2,010円込）

内訳　・受講料　会員 ⇨ 17,600円
　　一般 ⇨ 20,900円
　・テキスト代 ⇨ 1,210円
※会員事業所は会員価格での受講料となっております。

講習科目
学科 (1)アーク溶接等に関する知識（１時間）
(2)アーク溶接装置に関する基礎知識（３時間）
(3)アーク溶接等の作業方法に関する知識（６時間）
(4)関係法令（１時間）
実技 (1)アーク溶接装置等の取扱い及び作業方法（10時間）

受講対象者　満18歳以上

人材開発支援助成金　助成金対象講習（P28参照）

巻上げ機の運転業務の特別教育

●講習期間／2 日間（学科１日目9：00～16：30）（実技２日目9：00～14：10）

動力により駆動される巻上げ機（電気ホイスト、エヤーホイスト及びこれら以外の巻上げ機でゴンドラに係るものを除く。）の運転の業務に必要な特別教育です。巻上げ機（ウインチ）は、建築、土木工事など建設現場で資材等の荷上げ用に多く使われているほか、車両積載車等でも使用されています。

講習日程 受付期間

講習会場　鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）　定員

講習日	令和５年４月20日(木)～４月21日(金)	30名
受付日	令和５年３月13日(月)～３月17日(金)	
講習日	令和５年12月４日(月)～12月５日(火)	30名
受付日	令和５年11月６日(月)～11月10日(金)	

講習科目

学科
(1)巻上げ機に関する知識（３時間）
(2)運転に必要な一般的事項に関する知識（２時間）
(3)関係法令（１時間）

実技
(1)巻上げ機の運転（３時間）
(2)荷掛け及び合図（１時間）

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
（詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照）

受講対象者

満18歳以上

人材開発支援助成金　助成金対象講習（P28参照）

修了証

所定の講習科目を修了された方に、特別教育修了証を交付します。

受講料・テキスト代（税込み合計金額）

・会員事業所 ⇨ 15,620円（10%税1,420円込）
・一　　般 ⇨ 18,920円（10%税1,720円込）

内訳　・受講料　会員 ⇨ 14,300円
　　一般 ⇨ 17,600円
　・テキスト代 ⇨ 1,320円
※会員事業所は会員価格での受講料となっております。

巻き上げ機（ウインチ）の使用例

小型ウインチの例

- 建築・土木用ウインチ：工事用として使用され、瓦やソーラーパネル等の資材引き揚げに用いる
- 消防車・レッカー車用ウインチ：落下物の引き上げ、事故車の牽引等に用いる
- 車両積載車用ウインチ：車両の積み下ろし等に用いる
- 四輪駆動車用ウインチ：他車の救援、倒木等の障害物の撤去等に用いる

車両積載車

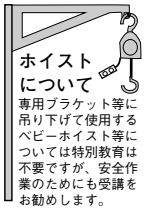

研削といしの取替え等の業務の特別教育（自由研削用）

●講習期間／1 日間（9：00～16：15）

研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務は特別教育が義務付けられています。
研削加工技術は日々進化し、ますます高速化、高精度化が進んでいますが、反面、毎年多数のグラインダ災害が発生しており、その原因として研削といしの取替えとその試運転の方法の誤りによるものや特別教育の未実施等が多く見られます。研削といしを取り扱う作業者は、研削といしの危険性を十分に認識し、安全に取り扱うことができる知識と技術を有していることが必要です。当協会では、自由研削用の特別教育を実施します。

講習日程 受付期間

講習会場　鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）　定員

講習日	令和５年５月10日(水)	36名
受付日	令和５年４月３日(月)～４月７日(金)	
講習日	令和５年８月28日(月)	36名
受付日	令和５年７月31日(月)～８月４日(金)	
講習日	令和５年10月10日(火)	36名
受付日	令和５年９月11日(月)～９月15日(金)	
講習日	令和５年12月15日(金)	36名
受付日	令和５年11月13日(月)～11月17日(金)	
講習日	令和６年２月20日(火)	36名
受付日	令和６年１月22日(月)～１月26日(金)	

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
（詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照）

受講対象者

満18歳以上

人材開発支援助成金　助成金対象講習（P28参照）

修了証

所定の講習科目を修了された方に、特別教育修了証を交付します。

受講料・テキスト代（税込み合計金額）

・会員事業所 ⇨ 11,220円（10%税1,020円込）
・一　　般 ⇨ 12,320円（10%税1,120円込）

内訳　・受講料　会員 ⇨ 9,900円
　　一般 ⇨ 11,000円
　・テキスト代 ⇨ 1,320円
※会員事業所は会員価格での受講料となっております。

講習科目

学科
(1)自由研削用研削盤、自由研削用といし、取付け具等に関する知識（２時間）
(2)自由研削用といしの取付け方法及び試運転の方法に関する知識（１時間）
(3)関係法令（１時間）

実技
(1)自由研削用といしの取付け方法及び試運転の方法（２時間）

自由研削と機械研削の違いについて

区　分	自由研削と機械研削の違い	機　械　の　種　類
自由研削	グラインダ等を手に持って加工物に押し当てて研削するか、あるいは加工物をグラインダ等に押し当てて研削するもの	・ポータブルグラインダ　・バーチカルグラインダ ・ディスクグラインダ　・ハンドグラインダ ・アングルグラインダ　・両頭グラインダ
機械研削	機械に固定した加工物を機械が自動的に（又は手動で）研削を行うもの	・円筒研削盤　・心なし研削盤　・歯車研削盤 ・内面研削盤　・ならい研削盤 ・平面研削盤　・ねじ研削盤

酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育

●講習期間／1 日間（9：00～16：00）

酸素欠乏危険作業に労働者を就かせるときは、作業主任者を選任することが義務付けられています。また、労働者に対し、特別教育を行わなければなりません。当協会が実施する酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育の修了者は第１種及び第２種酸素欠乏危険作業に係る業務に就くことができます。

講習日程 受付期間

講習会場　鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）

定員

講習日	令和５年５月２日(火)	70名
受付日	令和５年３月20日(月)～３月24日(金)	

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
（詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照）

受講対象者 満18歳以上　人材開発支援助成金　助成金対象講習（P28参照）

修了証

所定の講習科目を修了された方に、特別教育修了証を交付します。

受講料・テキスト代（税込み合計金額）

・会員事業所 ⇨ 9,130円（10%税830円込）
・一　　般 ⇨ 10,230円（10%税930円込）

内訳　・受講料　会員 ⇨ 7,700円
　　一般 ⇨ 8,800円
　・テキスト代 ⇨ 1,430円
※会員事業所は会員価格での受講料となっております。

講習科目

学科
(1)事故の場合の退避及び救急そ生の方法（１時間）
(2)酸素欠乏等の発生の原因（１時間）
(3)酸素欠乏症等の症状（１時間）
(4)空気呼吸器等の使用方法（１時間）
(5)その他必要な事項（1.5時間）

低圧電気取扱業務の特別教育

●講習期間／2 日間（9：00～17：30）

低圧（直流にあっては750ボルト以下、交流にあっては600ボルト以下である電圧をいう。）の充電電路（一部を除く）の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路（一部を除く）のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務は特別教育が必要です。

講習日程 受付期間

講習会場　鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）

定員

講習日	令和５年５月１日(月)～５月２日(火)	30名
受付日	令和５年３月20日(月)～３月24日(金)	
講習日	令和５年８月16日(水)～８月17日(木)	30名
受付日	令和５年７月18日(火)～７月21日(金)	
講習日	令和５年12月11日(月)～12月12日(火)	30名
受付日	令和５年11月13日(月)～11月17日(金)	

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
（詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照）

修了証

所定の講習科目を修了された方に、特別教育修了証を交付します。

講習科目

学科
(1)低圧の電気に関する基礎知識（１時間）
(2)低圧の電気設備に関する基礎知識（２時間）
(3)低圧用の安全作業用具に関する基礎知識（１時間）
(4)低圧の活線作業及び活線近接作業の方法（２時間）
(5)関係法令（１時間）
実技
(1)低圧の活線作業及び活線近接作業の方法（７時間）

受講料・テキスト代（税込み合計金額）

・会員事業所 ⇨ 16,170円（10%税1,470円込）
・一　　般 ⇨ 19,470円（10%税1,770円込）

内訳　・受講料　会員 ⇨ 15,400円
　　一般 ⇨ 18,700円
　・テキスト代 ⇨ 770円
※会員事業所は会員価格での受講料となっております。

受講対象者 満18歳以上　人材開発支援助成金　助成金対象講習（P28参照）

粉じん作業の業務の特別教育

●講習期間／1 日間（9：00～15：00）

粉じんによる疾病の代表的なものであるじん肺は、粉じんを吸入したことにより肺に線維性の変化が起きる病気で、現在の医学ではこの病変を回復させる有効な治療方法はありません。事業者は、常時特定粉じん作業に係る業務に労働者を就かせるときは、労働者に対して特別の教育を行わなければなりません。

講習日程 受付期間

講習会場　鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）

定員

講習日	令和５年８月８日(火)	50名
受付日	令和５年７月10日(月)～７月14日(金)	

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
（詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照）

受講対象者 満18歳以上　人材開発支援助成金　助成金対象講習（P28参照）

修了証

所定の講習科目を修了された方に、特別教育修了証を交付します。

受講料・テキスト代（税込み合計金額）

・会員事業所 ⇨ 8,580円（10%税780円込）
・一　　般 ⇨ 9,680円（10%税880円込）

内訳
・受講料　会員 ⇨ 7,700円
　　一般 ⇨ 8,800円
・テキスト代 ⇨ 880円
※会員事業所は会員価格での受講料となっております。

講習科目

学科
(1)粉じん作業に係る疾病及び健康管理（１時間）
(2)粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法（１時間）
(3)作業場の管理（１時間）
(4)呼吸用保護具の使用方法（30分）
(5)関係法令（１時間）

フルハーネス型墜落制止用器具特別教育

●講習期間／1 日間（9：00～16：30）

事業者は、「高さが２ｍ以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）」に従事する労働者に対し、特別教育を行うことが義務付けられています。

講習日程 受付期間

講習会場　鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）

		定員
講習日	令和５年５月１日(月)	30名
受付日	令和５年３月20日(月)～３月24日(金)	
講習日	令和５年７月24日(月)	30名
受付日	令和５年６月26日(月)～６月30日(金)	
講習日	令和５年11月21日(火)	30名
受付日	令和５年10月23日(月)～10月27日(金)	
講習日	令和６年１月９日(火)	30名
受付日	令和５年12月４日(月)～12月８日(金)	

受講料・テキスト代（税込み合計金額）

・会員事業所　⇨　10,725円（10%税975円込）
・一　　般　⇨　11,825円（10%税1,075円込）

内訳
・受講料　会員　⇨　9,900円
　　一般　⇨　11,000円
・テキスト代　⇨　825円
※会員事業所は会員価格での受講料となっております。

受講対象者

満18歳以上

人材開発支援助成金

助成金対象講習（P28参照）

講習科目

学科　(1)作業に関する知識（１時間）
　　(2)墜落制止用器具に関する知識（２時間）
　　(3)労働災害防止に関する知識（１時間）
　　(4)関係法令（0.5時間）
実技　(1)墜落制止用器具の使用の方法等(1.5時間)

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
（詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照）

修了証

所定の講習科目を修了された方に、特別教育修了証を交付します。

安全管理者選任時研修

●講習期間／1.5 日間（1 日目9：00～16：30 2 日目9：00～12：10）

職場における労働者の安全の確保をより一層推進するため、安全管理者の選任にあたっては、従来の学歴と実務経験に加えて、一定の研修を修了することが必要です。
当協会では、安全管理者の選任時に必要な厚生労働大臣が定める研修を実施します。

（参考：安全管理者の学歴と実務経験）

	学歴		経験年数	実務内容
1	大学又は高等専門学校において	理科系統の正規の課程を修めて卒業した者	２年以上	産業安全の実務
2		上記以外の課程を修めて卒業した者	４年以上	
3	高等学校又は中等教育学校において	理科系統の正規の学科を修めて卒業した者	４年以上	
4		上記以外の学科を修めて卒業した者	６年以上	
5	その他		７年以上	

安全管理者を選任すべき事業場　常時50人以上の労働者を使用する次の事業場
一．林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業
二．製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具･建具･じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

研修日程 受付期間

講習会場　鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）

		定員
講習日	令和５年６月８日(木)～６月９日(金)	70名
受付日	令和５年５月８日(月)～５月12日(金)	
講習日	令和５年９月28日(木)～９月29日(金)	70名
受付日	令和５年８月28日(月)～９月１日(金)	
講習日	令和６年１月11日(木)～１月12日(金)	70名
受付日	令和５年12月４日(月)～12月８日(金)	

受講料・テキスト代（税込み合計金額）

・会員事業所　⇨　17,050円（10%税1,550円込）
・一　　般　⇨　21,450円（10%税1,950円込）

内訳　・受講料　会員　⇨　15,400円
　　一般　⇨　19,800円
　・テキスト代　⇨　1,650円
※会員事業所は会員価格での受講料となっております。

研修対象者

上記の学歴かつ実務経験の要件を満たし、安全管理者として選任される予定の方

研修科目

学科　(1)安全管理（３時間）
　　(2)安全教育（1.5時間）
　　(3)危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等（３時間）
　　(4)関係法令（1.5時間）

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
（詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照）

修了証

所定の研修科目を修了された方に安全管理者選任時研修修了証を交付します。

職　長　教　育

●講習期間／２日間　（9：00～16：40）

労働安全衛生法では一定の業種の新任の職長に対し、安全衛生についての教育を行うことを義務付けています。

職長等の教育を行うべき業種（安衛法施行令第19条）
１．建設業　２．製造業　但し、次に掲げるものを除く　イ．たばこ製造業　ロ．繊維工業（紡績業及び染色整理業を除く）　ハ．衣服その他繊維製品製造業　ニ．紙加工品製造業（セロファン製造業を除く）　**３．電気業　４．ガス業　５．自動車整備業　６．機械修理業**

令和５年４月１日から労働安全衛生法施行令の改正により、職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種に、これまで対象外であった「食料品製造業（※うまみ調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。）」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」が新たに加わります。※「うまみ調味料製造業及び動植物油脂製造業」については、すでに職長教育の対象です。

講習日程 受付期間

講習会場　鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）　定員

講習日	令和５年４月13日㈭～４月14日㈮	40名
受付日	令和５年３月13日㈪～３月17日㈮	
講習日	令和５年６月29日㈭～６月30日㈮	40名
受付日	令和５年５月29日㈪～６月２日㈮	
講習日	令和５年８月９日㈬～８月10日㈭	40名
受付日	令和５年７月10日㈪～７月14日㈮	
講習日	令和５年10月12日㈭～10月13日㈮	40名
受付日	令和５年９月11日㈪～９月15日㈮	
講習日	令和５年12月７日㈭～12月８日㈮	40名
受付日	令和５年11月６日㈪～11月10日㈮	
講習日	令和６年１月25日㈭～１月26日㈮	40名
受付日	令和５年12月18日㈪～12月22日㈮	
講習日	令和６年３月18日㈪～３月19日㈫	40名
受付日	令和６年２月19日㈪～２月22日㈭	

受講料・テキスト代（税込み合計金額）
・会員事業所⇨12,980円（10%税1,180円込）
・一　　般⇨16,280円（10%税1,480円込）

内訳　・受講料　会員　⇨　12,100円
　　一般　⇨　15,400円
　・テキスト代　⇨　880円
※会員事業所は会員価格での受講料となっております。

講習科目
学科
(1)作業方法の決定及び労働者の配置に関すること（2時間）
(2)労働者に対する指導又は監督の方法に関すること（2.5時間）
(3)危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること（4時間）
(4)異常時における措置に関すること（1.5時間）
(5)その他現場監督として行うべき労働災害防止活動に関すること（2時間）

申込方法
申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
（詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照）

受講対象者
新たに職務につくことになった職長その他作業中の労働者を直接指導又は監督する方

修了証
所定の講習科目を修了された方に修了証を交付します。

【安全衛生責任者教育を必要とする建設業の方へ】

当協会が実施する職長教育には安全衛生責任者教育は含まれておりません。

養　成　講　習

労働者数50人未満の事業場における安全衛生活動を推進するためには、事業者の指揮を受けて日々具体的な安全衛生活動を担当する人を選任することが必要です。労働者数10人以上50人未満の事業場において製造業、建設業等所定の業種にあっては安全衛生推進者を、それ以外の業種にあっては衛生推進者を選任しなければならないこととされています。

安全衛生推進者を選任しなければならない業種
一．林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業
二．製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具･建具･じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業
※衛生推進者は上記以外の業種

■安全衛生推進者養成講習〔登録番号 500－１〕

●講習期間／２日間（１日目9：00～16：40 ２日目9：00～14：30）

講習日程 受付期間

講習会場　鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）

表示例：オロ左のマークのある講習日については、オロシティホールでの実施となります。（鹿児島市卸本町　P31参照）　定員

オロ

講習日	令和５年６月１日㈭～６月２日㈮	70名
受付日	令和５年４月24日㈪～４月28日㈮	
講習日	令和５年10月23日㈪～10月24日㈫	70名
受付日	令和５年９月25日㈪～９月29日㈮	
講習日	令和６年２月21日㈬～２月22日㈭	70名
受付日	令和６年１月22日㈪～１月26日㈮	

受講料・テキスト代（税込み合計金額）
・会員事業所⇨13,090円（10%税1,190円込）
・一　　般⇨13,530円（10%税1,230円込）

内訳　・受講料　⇨　12,100円
　・テキスト代　会員　⇨　990円
　　一般　⇨　1,430円
※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

講習科目
学科　(1)安全管理（２時間）
(2)危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等（２時間）
(3)作業環境管理及び作業管理（２時間）
(4)健康の保持増進対策（１時間）
(5)安全衛生教育（１時間）
(6)安全衛生関係法令（２時間）

受講対象者
安全衛生推進者として選任予定の方

申込方法
申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
（詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照）

修了証
所定の講習科目を修了された方に養成講習修了証を交付します。

■衛生推進者養成講習〔登録番号 500－２〕

●講習期間／１日間　（9：00～15：40）

講習日程 受付期間

講習会場　オロシティーホール（鹿児島市卸本町）　定員

講習日	令和５年８月25日㈮	70名
受付日	令和５年７月24日㈪～７月28日㈮	
講習日	令和５年12月25日㈪	70名
受付日	令和５年11月27日㈪～12月１日㈮	

受講料・テキスト代（税込み合計金額）
・会員事業所　⇨　8,470円（10%税770円込）
・一　　般　⇨　8,800円（10%税800円込）

内訳　・受講料　⇨　7,700円
　・テキスト代　会員　⇨　770円
　　一般　⇨　1,100円
※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

講習科目
学科　(1)作業環境管理及び作業管理（危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等を含む）（２時間）
(2)健康の保持増進対策（１時間）
(3)労働衛生教育（１時間）
(4)労働衛生関係法令（１時間）

受講対象者
衛生推進者として選任予定の方

申込方法
申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
（詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照）

修了証
所定の講習科目を修了された方に養成講習修了証を交付します。

免 許 試 験 準 備 講 習

常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、安全衛生管理業務のうち衛生に係る事項を担当させるため、衛生管理者を選任しなければならないこととされています。当協会では、衛生管理者の免許取得を目指す方のために試験準備講習を行っています。

＜選任を必要とする業種の区分＞

業　種	選任区分
・農林畜水産業・鉱業・建設業・製造業（物の加工業を含む）・電気業・ガス業 ・水道業・熱供給業・運送業・自動車整備業・機械修理業・医療業及び清掃業	・第一種衛生管理者 ・その他
・その他の業種	・第一種衛生管理者 ・第二種衛生管理者 ・その他

＜衛生管理者免許試験の受験資格＞

学　歴	経験年数	経験内容
大学又は高等専門学校卒業者	１年以上	労働衛生の実務に従事した経験
高等学校又は中等教育学校卒業者	３年以上	
その他	10年以上	

■第一種衛生管理者免許試験準備講習

●講習期間／3 日間（１日目９：00 ～ 17：30 ／ ２日目９：00 ～ 17：30 ／ ３日目９：00 ～ 16：00）

講習日程 受付期間

講習会場　オロシティーホール（鹿児島市卸本町）

定員 70名

講習日	令和５年５月17日㈬～５月19日㈮
受付日	令和５年４月10日㈪～４月14日㈮

受講対象者　第一種衛生管理者免許試験を受けようとする方

申込方法　申込書に受講料・テキスト代を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
（詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照）

受講料・テキスト代（税込み合計金額）

・会員事業所 ⇨ 21,340円（10%税1,940円込）
・一　　般 ⇨ 24,640円（10%税2,240円込）

内訳　・受講料　会員 ⇨ 14,300円
　　一般 ⇨ 17,600円
　・テキスト代（３冊セット） ⇨ 7,040円

※会員事業所は会員価格での料金となっております。

講習科目
学科　(1)労働衛生（5.5時間）
　　(2)労働生理（３時間）
　　(3)関係法令（10時間）

■第二種衛生管理者免許試験準備講習

●講習期間／2 日間（１日目９：00～16：30 ／ ２日目９：00～17：30）

講習日程 受付期間

講習会場　オロシティーホール（鹿児島市卸本町）

定員 70名

講習日	令和５年６月８日㈭～６月９日㈮
受付日	令和５年５月８日㈪～５月12日㈮

受講対象者　第二種衛生管理者免許試験を受けようとする方

申込方法　申込書に受講料・テキスト代を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
（詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照）

受講料・テキスト代（税込み合計金額）

・会員事業所 ⇨ 16,060円（10%税1,460円込）
・一　　般 ⇨ 19,360円（10%税1,760円込）

内訳　・受講料　会員 ⇨ 11,000円
　　一般 ⇨ 14,300円
　・テキスト代（３冊セット） ⇨ 5,060円

※会員事業所は会員価格での料金となっております。

講習科目
学科　(1)労働衛生（３時間）〔有害業務を除く〕
　　(2)労働生理（３時間）
　　(3)関係法令（６時間）〔有害業務を除く〕

令和５年度労働安全衛生法に基づく鹿児島・奄美地区出張特別試験のご案内

令和５年度の鹿児島地区出張特別試験（学科）は、次の要領で行われる予定です。

地区名	鹿児島会場	奄美会場
試験日	令和５年８月26日㈯、８月27日㈰	令和５年７月22日㈯
試験会場	ホテル自治会館（鹿児島市鴨池新町7-4）	奄美市市民交流センター（奄美市名瀬柳町２番１号）
受付期間	令和５年６月15日㈭～６月29日㈭	令和５年５月15日㈪～５月29日㈪
試験の種類	衛生管理者、クレーン･デリック、移動式クレーン、潜水士、揚貨装置、ボイラー関係（奄美地区は試験の種類が変わります）	
問い合せ先等	別途「免許試験の御案内〔令和５年度出張特別試験用〕及び受験申請書」をお取り寄せのうえ、希望試験種類の受付団体へお問い合わせ下さい。	

久留米市で受験　九州管内では、次の会場で労働安全衛生法に基づく各種免許試験を行っています。
（公財）安全衛生技術試験協会　九州安全衛生技術センター（〒839-0809　福岡県久留米市東合川5-9-3　TEL.0942-43-3381）
試験日・試験の種類等詳細は、「労働安全衛生法に基づく各種免許試験のご案内」をご覧下さい。
インターネットで試験日程・試験問題が公表されています。ホームページ・アドレス　https://www.kyushu.exam.or.jp/

受験申請書の求め方
受験申請用紙の郵送を希望される方は、「必要部数」を明記したメモ書に、右記郵送料金分の郵便切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角型２号封筒 縦33cm　横24cmの大きさ）を同封の上、当協会本部・支部又は技術センターへお申し込み下さい。

（令和５年１月１日現在）

部数	１部	２部	３～４部	５～９部
送料	210円	250円	390円	580円

（又はレターパック）

テキスト・問題集等の取り扱い先　衛生管理者・クレーン関係等のテキスト類は、次の団体が取り扱っています。

○**衛生管理者**〔衛生管理（管理編）、衛生管理（法令編）、試験標準問題集の３種類があります。〕
　■九州安全衛生サービスセンター　〒812-0008　福岡市博多区東光2-16-14　TEL.092-437-1664
　■労働調査会九州支社〔問題集のみ〕〒810-0001　福岡市中央区天神4-2-20　TEL.092-713-1772

○**クレーン関係**
　■日本クレーン協会福岡支部　〒812-0013　福岡市博多区博多駅東1-12-6　TEL.092-471-7152

中央労働災害防止協会(中災防)の各種研修会のご案内

中央労働災害防止協会（中災防）は、事業主の自主的な労働災害防止活動の促進を通じて、安全衛生の向上を図ることを目的に、労働災害防止団体法に基づき設立された団体です。

中災防は、職場のリスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS)、ゼロ災運動、心とからだの健康づくりなどを「人材の育成」、「専門技術を駆使した技術サポート」、「最新かつ確かな情報の発信」の三つの側面から総合的にサポートいたします。

職場の安全衛生活動を支える管理・監督者、そして安全衛生スタッフを養成することは、事業場の安全衛生水準の向上に不可欠です。

当労働基準協会は、中災防の行う研修会に協力し事業場のニーズに対応した安全衛生教育を推進します。

問合せ先

中央労働災害防止協会　九州安全衛生サービスセンター
〒812-0008　福岡市博多区東光2-16-14
TEL：092-437-1664　FAX：092-437-1669

■ ゼロ災運動 KYTトレーナー研修会

２日研修
定員36名
鹿児島市会場

対　象　職場の監督者、安全衛生スタッフ等

内　容　企業内におけるKYTトレーナーの養成を目的としてゼロ災活動の基本理念、実践的な活動技術等の体験学習を行います。

料　金　会員：26,730円（税抜価格24,300円＋10%税2, 430円）
一般：29,700円（税抜価格27,000円＋10%税2, 700円）
※令和５年度は、割引料金の設定はありません。

日　程　令和５年10月12日（木）～10月13日（金）

ゼロ災運動は、「一人ひとりカケガエノナイひと」この人間尊重の理念が、出発点です。
KY活動、指差呼称、４Sなどの普及・定着を進めていきます。

■ 職場リーダー向け リスクアセスメント研修

１日研修
定員40名
鹿児島市会場

対　象　ISO45001の重要な柱であるリスクアセスメント実施の中心となる現場の監督者、職場リーダー、および実際にリスクアセスメントを実施する作業者の方

内　容　職場での危険性又は有害性の特定、リスクの見積り、リスク低減措置の検討等、リスクアセスメントの実際のやり方を理解して頂き、演習を中心にそのポイントを研修します。

料　金　会員：31,680円（税抜価格28,800円＋10%税2, 880円）
一般：35,200円（税抜価格32,000円＋10%税3, 200円）
※令和５年度は、割引料金の設定はありません。
※料金は、予定であり変更になる場合があります。

日　程　令和５年11月８日（水）

継続的に安全衛生管理を進めていく労働安全衛生マネジメントの導入・運用が産業界では求められています。

※研修間近になりましたら、（公社）鹿児島県労働基準協会ホームページ及び会報誌にてご案内致します。

～　受講料・テキスト代のご案内（一覧表）～

(1)　技能講習等

R５（2023）．2．1現在

講習区分	掲載ページ	講習名	コース区分	助成金	受講料	消費税（10%）	小計	テキスト代 会員区分	テキスト代	消費税（10%）	小計	合計(円)
技能講習（就業制限）	5	車両系建設機械（整地等）運転	全科目	○	70,000	7,000	77,000	会員	900	90	990	77,990
								非会員	1,300	130	1,430	78,430
			免除者	○	35,000	3,500	38,500	会員	900	90	990	39,490
								非会員	1,300	130	1,430	39,930
	6	小型移動式クレーン運転	全科目	○	33,000	3,300	36,300	会員	900	90	990	37,290
								非会員	1,300	130	1,430	37,730
			免除者	○	30,000	3,000	33,000	会員	900	90	990	33,990
								非会員	1,300	130	1,430	34,430
	7	玉掛け	全科目	○	20,000	2,000	22,000	会員	900	90	990	22,990
								非会員	1,300	130	1,430	23,430
			免除者	○	18,000	1,800	19,800	会員	900	90	990	20,790
								非会員	1,300	130	1,430	21,230
	8	フォークリフト運転	全科目		28,000	2,800	30,800	会員	1,000	100	1,100	31,900
								非会員	1,500	150	1,650	32,450
			免除者		18,000	1,800	19,800	会員	1,000	100	1,100	20,900
								非会員	1,500	150	1,650	21,450
	9	高所作業車運転	全科目	○	33,000	3,300	36,300	会員	900	90	990	37,290
								非会員	1,300	130	1,430	37,730
			免除者	○	32,000	3,200	35,200	会員	900	90	990	36,190
								非会員	1,300	130	1,430	36,630
	10	床上操作式クレーン運転	全科目	○	28,000	2,800	30,800	会員	1,000	100	1,100	31,900
								非会員	1,500	150	1,650	32,450
			免除者	○	26,000	2,600	28,600	会員	1,000	100	1,100	29,700
								非会員	1,500	150	1,650	30,250
	10	不整地運搬車運転		○	33,000	3,300	36,300	会員	1,400	140	1,540	37,840
								非会員	2,000	200	2,200	38,500
	11	車両系建設機械（解体用）運転		○	16,000	1,600	17,600	会員	900	90	990	18,590
								非会員	1,300	130	1,430	19,030
	12	ガス溶接		○	10,000	1,000	11,000	会員	500	50	550	11,550
								非会員	800	80	880	11,880
実技教習	12	移動式クレーン運転実技教習	全科目	○	80,000	8,000	88,000	会員	2,800	280	3,080	91,080
								非会員	4,150	415	4,565	92,565
			免除者		74,000	7,400	81,400			0	不要	81,400
技能講習（作業主任者）	13	有機溶剤作業主任者		○	13,000	1,300	14,300	会員	1,200	120	1,320	15,620
								非会員	1,800	180	1,980	16,280
	14	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者		○	13,000	1,300	14,300	会員	1,200	120	1,320	15,620
								非会員	1,800	180	1,980	16,280
	15	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		○	18,000	1,800	19,800	会員	1,400	140	1,540	21,340
								非会員	2,100	210	2,310	22,110
	16	石綿作業主任者		○	13,000	1,300	14,300	会員	1,200	120	1,320	15,620
								非会員	1,800	180	1,980	16,280
	17	乾燥設備作業主任者			13,000	1,300	14,300	会員	1,000	100	1,100	15,400
								非会員	1,500	150	1,650	15,950
	17	建築物等の鉄骨の組立等作業主任者		○	13,000	1,300	14,300	会員	1,500	150	1,650	15,950
								非会員	2,200	220	2,420	16,720
養成講習	23	安全衛生推進者			11,000	1,100	12,100	会員	900	90	990	13,090
								非会員	1,300	130	1,430	13,530
	23	衛生推進者			7,000	700	7,700	会員	700	70	770	8,470
								非会員	1,000	100	1,100	8,800

※令和５年度より、一部の受講料及びテキスト代が改正となります。また、会員事業所のテキスト代が定価の３割引となりますので、ご了承下さい。

(2)　特別教育等

区分	掲載ページ	講習名	会員区分	助成金	受講料	消費税（10%）	小計①	テキスト代	消費税（10%）	小計②	合計（円）①＋②
特別教育	18	ローラー運転	会員	○	14,000	1,400	15,400	1,600	160	1,760	17,160
			非会員	○	17,000	1,700	18,700				20,460
	18	クレーン運転	会員	○	14,000	1,400	15,400	1,600	160	1,760	17,160
			非会員	○	17,000	1,700	18,700				20,460
	19	小型車両系建設機械（整地等）運転	会員	○	14,000	1,400	15,400	1,300	130	1,430	16,830
			非会員	○	17,000	1,700	18,700				20,130
	19	アーク溶接等	会員	○	16,000	1,600	17,600	1,100	110	1,210	18,810
			非会員	○	19,000	1,900	20,900				22,110
	20	巻上げ機	会員	○	13,000	1,300	14,300	1,200	120	1,320	15,620
			非会員	○	16,000	1,600	17,600				18,920
	20	研削といしの取替え等（自由研削といし）	会員	○	9,000	900	9,900	1,200	120	1,320	11,220
			非会員	○	10,000	1,000	11,000				12,320
	21	酸素欠乏・硫化水素	会員	○	7,000	700	7,700	1,300	130	1,430	9,130
			非会員	○	8,000	800	8,800				10,230
	21	低圧電気取扱い	会員	○	14,000	1,400	15,400	700	70	770	16,170
			非会員	○	17,000	1,700	18,700				19,470
	21	粉じん作業	会員	○	7,000	700	7,700	800	80	880	8,580
			非会員	○	8,000	800	8,800				9,680
	22	フルハーネス型墜落制止用器具	会員	○	9,000	900	9,900	750	75	825	10,725
			非会員	○	10,000	1,000	11,000				11,825
その他教育	22	安全管理者選任時研修	会員		14,000	1,400	15,400	1,500	150	1,650	17,050
			非会員		18,000	1,800	19,800				21,450
	23	職長教育	会員		11,000	1,100	12,100	800	80	880	12,980
			非会員		14,000	1,400	15,400				16,280
衛生管理者免許試験準備講習	24	第１種衛生管理者	会員		13,000	1,300	14,300	6,400	640	7,040	21,340
			非会員		16,000	1,600	17,600				24,640
	24	第２種衛生管理者	会員		10,000	1,000	11,000	4,600	460	5,060	16,060
			非会員		13,000	1,300	14,300				19,360

※助成金に○が付してある講習は、人材開発支援助成金を利用できます。（詳細は 28 ページ）
※テキスト代は、出版社の都合により、事前に断りなしに変更される場合があります。

講習科目の免除一覧表

技能講習名	受講の免除を受けることのできる者	免除講習科目
車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習	1　道路交通法第84条第３項の大型特殊自動車免許又は同条第４項の大型特殊自動車第二種免許を有する者 2　次のいずれかに掲げる者であって、令第20条第12号若しくは安衛則第36条第９号の業務のうち令別表第７第１号、第２号若しくは第６号に掲げる建設機械の運転の業務又は令第20条第14号若しくは安衛則第36条第５号の３の業務に、三月以上従事した経験を有する者 イ　道路交通法第84条第３項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有する者 ロ　道路交通法第84条第４項の大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を有する者 3　不整地運搬車運転技能講習を修了した者	走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 走行の操作
不整地運搬車運転技能講習	1　建設業法施行令第27条の３に規定する建設機械施工技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法を選択しなかったもの又は二級の技術検定で昭和48年建設省告示第860号に定められた第２種から第６種までの種別に該当するものに合格した者 2　道路交通法第84条第３項の大型特殊自動車免許又は同条第４項の大型特殊自動車第二種免許を有する者 3　次のいずれかに掲げる者であって、令第20条第12号若しくは安衛則第36条第９号の業務のうち令別表第７第１号、第２号若しくは第６号に掲げる建設機械の運転の業務又は令第20条第14号若しくは安衛則第36条第５号の３の業務に、三月以上従事した経験を有する者 イ　道路交通法第84条第３項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有する者 ロ　道路交通法第84条第４項の大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を有する者 4　車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習又は車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した者	走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 走行の操作
玉掛け技能講習	1　クレーン・デリック運転士免許、移動式クレーン運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者 2　床上操作式クレーン運転技能講習又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者 3　労働安全衛生規則等の一部を改正する省令第６条の規定による改正前のクレーン等安全規則第223条に規定するクレーン運転士免許又は同令第235条に規定するデリック運転士免許を受けた者	クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識 クレーン等の運転のための合図
床上操作式クレーン運転技能講習	1　移動式クレーン運転士免許を受けた者 2　小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	運転のために必要な力学に関する知識 運転のための合図
	1　揚貨装置運転士免許を受けた者 2　玉掛け技能講習を修了した者 3　旧クレーン則第235条に規定するデリック運転士免許を受けた者	運転のために必要な力学に関する知識 運転のための合図
小型移動式クレーン運転技能講習	1　クレーン・デリック運転士免許を受けた者 2　床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者 3　労働安全衛生規則等の一部を改正する省令第６条の規定による改正前のクレーン等安全規則第223条に規定するクレーン運転士免許を受けた者	運転のために必要な力学に関する知識 運転のための合図
	1　揚貨装置運転士免許を受けた者 2　玉掛け技能講習を修了した者 3　旧クレーン則第235条に規定するデリック運転士免許を受けた者	運転のために必要な力学に関する知識 運転のための合図
フォークリフト運転技能講習	1　道路交通法第84条第３項の大型特殊自動車免許（カタピラを有する自動車のみを運転することを免許の条件とするものを除く。）又は同条第４項の大型特殊自動車第二種免許（カタピラを有する自動車のみを運転することを免許の条件とするものを除く。）を有する者	走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 走行の操作
	1　道路交通法第84条第３項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許（カタピラを有する自動車のみを運転することを免許の条件とするものに限る。）を有する者 2　道路交通法第84条第４項の大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許又は大型特殊自動車第二種免許（カタピラを有する自動車のみを運転することを免許の条件とするものに限る。）を有する者	走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識
高所作業車運転技能講習	移動式クレーン運転士免許を受けた者又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	原動機に関する知識 運転に必要な一般的事項に関する知識
	1　建設業法施行令第27条の３に規定する建設機械施工技術検定に合格した者 2　道路交通法第84条第３項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許若しくは大型特殊自動車免許又は同条第４項の大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許若しくは大型特殊自動車第二種免許を有する者 3　フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習、車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習、車両系建設機械（解体用）運転技能講習又は不整地運搬車運転技能講習を修了した者	原動機に関する知識

建設事業主の方へ

人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）のご案内

詳細は、鹿児島労働局職業対策課助成金申請コーナー（TEL 099-219-5101）へお問い合せください。

雇用保険料率 1,000 分の 16.5 の適用を受ける事業主

対 象 者　**雇用保険加入者**

支給要件

① 受講料を事業主が負担していること。
② 講習期間中、賃金を支払っていること。

助成額

- 受講料（45～75%）
- 賃金助成（7,600～8,500円）×日数分〔1日あたり3時間の受講が必要〕
  ※事業場規模により変動

助成対象となる技能講習等

1 車両系建設機械（整地等）運転技能講習
2 小型移動式クレーン運転技能講習
3 玉掛け技能講習
4 床上操作式クレーン運転技能講習
5 高所作業車運転技能講習
6 不整地運搬車運転技能講習
7 ガス溶接技能講習
8 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
9 移動式クレーン運転実技教習
10 車両系建設機械（解体用）運転技能講習
11 建築物等の鉄骨の組立等作業主任者技能講習
12 有機溶剤作業主任者技能講習
13 石綿作業主任者技能講習
14 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習

助成対象となる特別教育

1 ローラー運転業務の特別教育
2 小型車両系建設機械（整地等）運転業務の特別教育
3 クレーン運転業務の特別教育
4 巻上げ機の運転業務の特別教育
5 アーク溶接等の業務の特別教育
6 低圧電気取扱業務の特別教育
7 フルハーネス型墜落制止用器具の特別教育
8 研削といしの取替え等の業務の特別教育
9 酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育
10 粉じん作業の業務の特別教育

手続きの流れ

①受講申込書の助成金利用欄☑にチェック

→

②講習修了後、助成金支給申請書受け取り
（講習時に受講者へお渡しか郵送します）
・人材開発支援助成金支給申請書
・助成金支給申請内訳書
・技能実習委託契約書
・カリキュラム表

→

③講習修了後、申請書類と提出書類を揃えて2ヶ月以内に労働局へ申請。

申請問合せ先　鹿児島労働局　職業対策課　助成金申請コーナー　TEL 099-219-5101　FAX 099-227-7707
〒892-0847　鹿児島市西千石町1－1　鹿児島西千石第一生命ビル2階

（注意）この助成金案内は令和5年2月1日現在の内容であり変更になる場合があります。ご了承ください。

労働基準協会への入会のご案内

当協会は、労働条件向上及び労働災害防止並びに労働衛生対策に関する事業を行い、もって勤労者の福祉の向上に寄与することを目的として設立された公益法人です。
職場の人々が、安全で健康に働ける職場環境の形成をめざして各種事業を進めております。
是非、ご入会下さいますようご案内致します。
なお、詳細については、当協会ホームページのトップ画面（入会のご案内・事業案内リーフレット等）をご覧下さいませ。

会員となるには

県内の地域ごとに設置された各支部に直接お問い合わせ、お申し込み下さい。
（入会申込書は本ページ下段に、各支部お問い合わせ先は30ページをご参照下さい。）

会員のメリット

割引サービス

各種料金の割引サービスを受けられます。

○技能講習で使用するテキスト代の割引
○特別教育等の受講料・参加費などの割引
○安全衛生教育視聴覚教材（DVD）の貸出し（無料）

情報提供

各種情報提供を受けられます。

○毎月、無料で機関誌「鹿児島労基」を配付し、労働安全衛生関係法令、労働行政の情報提供。
○労働安全衛生法に基づく各種講習案内
○全国安全週間、全国労働衛生週間説明会のご案内

用品の申込み

中央労働災害防止協会安全衛生用品購入のお手伝い。

○安全・衛生週間・年末年始無災害運動用品　　○安全衛生教育テキスト
○労働局・監督署への各種届出用紙の配付

中災防のポスター・用品例

年　会　費（全支部統一金額）

労働者数	会　費（不課税）
9人以下	4,000円
10人から29人	5,000円
30人から99人	8,000円
100人から199人	10,000円
200人から499人	12,000円
500人以上	20,000円

----------キリトリ＜コピーしてお使い下さい。＞----------

正　会　員　入　会　申　込　書

フ リ ガ ナ			
事 業 場 名			
所　在　地	〒		
フ リ ガ ナ			
代表者職氏名			
電 話 番 号		ＦＡＸ番号	
事業の種類			
労 働 者 数	（パート・アルバイトを含む） 計　　名		

貴協会の趣旨に賛同し、正会員として申し込みます。

年　　月　　日

代表者氏名　　㊞

公益社団法人　鹿児島県労働基準協会長　殿

（公社）鹿児島県労働基準協会　支部のご案内

当協会は、各種事業推進のため鹿児島県内に８箇所の支部を設置し、会員事業場のサービス向上に努めてまいります。

（令和５年２月現在）

支部名	所在地	電話番号
鹿児島	〒892-0838　鹿児島市新屋敷町16－16　2F （担当地区）　鹿児島市、いちき串木野市、指宿市、日置市（日吉町、吹上町を除く）、鹿児島郡、南九州市（知覧町、川辺町を除く）、熊毛郡（屋久島町）	TEL 099-226-7427　FAX 099-226-7429
川内	〒895-0063　薩摩川内市若葉町4－12 （担当地区）　薩摩川内市、阿久根市、出水市、薩摩郡、出水郡	TEL 0996-25-1377　FAX 0996-41-3936
鹿屋	〒893-0064　鹿屋市西原4－14－22 （担当地区）　鹿屋市（輝北町を除く）、垂水市、肝属郡	TEL 0994-40-9055　FAX 0994-40-9056
加治木	〒899-5211　姶良市加治木町新富町102－2 （担当地区）　霧島市、姶良市、伊佐市、姶良郡湧水町	TEL 0995-63-1030　FAX 0995-63-1030
※加世田	〒897-0006　南さつま市加世田本町53－6 （担当地区）　南さつま市、枕崎市、南九州市（知覧町・川辺町）、日置市（日吉町・吹上町）	TEL 0993-58-2183　FAX 0993-58-2184
※志布志	〒899-7103　志布志市志布志町志布志3225－3 （担当地区）　志布志市、曽於市、鹿屋市輝北町、曽於郡大崎町	TEL 099-472-4877　FAX 099-472-4833
大島	〒894-0026　奄美市名瀬港町15－1 紬会館ビル5階 （担当地区）　奄美市、大島郡	TEL 0997-53-5487　FAX 0997-53-6270
種子島	〒891-3101　西之表市西之表16,388 ゆうこうビル101号 （担当地区）　西之表市、熊毛郡（中種子町、南種子町）	TEL 0997-22-2736　FAX 0997-22-2731

〈※印の支部には、監督署への届け用紙も置いてありますのでお気軽にご相談下さい。〉

労働保険

労働保険の加入手続きはおすみですか。

上記支部（大島、種子島支部を除く）では、事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務の処理を行っています。

労働保険事務組合へ

まずは相談

2023年 年間標語

危ないよ　声を掛け合い安全確認　つなぐ言葉で　つながる明日

鹿児島県内の労働災害防止団体のご案内

鹿児島県内には、労働災害防止を目的とする産業別の労働災害防止団体が設置されており、各種の技能講習・安全衛生教育を実施しています。

建設業労働災害防止協会鹿児島県支部	林業・木材製造業労働災害防止協会鹿児島県支部	陸上貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島県支部	港湾貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島支部
〒890-8512 鹿児島市鴨池新町6-10 鹿児島県建設センター内 TEL 099-257-9211 FAX 099-257-9214	〒891-0115 鹿児島市東開町3-2 鹿児島県木材協同組合連合会内 TEL 099-267-5681 FAX 099-267-2407	〒891-0131 鹿児島市谷山港2丁目4番15号 鹿児島県トラック研修センター内 TEL 099-284-6217 FAX 099-261-1169	〒892-0835 鹿児島市城南町22-1 鹿児島港湾福祉センター内 TEL 099-226-2611 FAX 099-222-4263
建災防	林災防	陸災防	港湾災防

鹿児島県砕石協同組合連合会	(一社)日本ボイラ協会鹿児島支部	(公社)建設荷役車両安全技術協会鹿児島県支部
〒890-0064 鹿児島市鴨池新町21-1 町田ビル205号 TEL 099-255-2311 FAX 099-255-2317	〒892-0816 鹿児島市山下町9-31 第一ボクエイビル205号 TEL 099-223-1544 FAX 099-223-1564	〒891-0123 鹿児島市卸本町6-12 鹿児島総合卸商業団地協同組合内 TEL 099-260-0615 FAX 099-260-0646
砕石連	ボイラ協会	建荷協

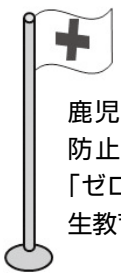

鹿児島県の各労働災害防止団体は、労働災害「ゼロ」を目指し安全衛生教育を推進します。

公益社団法人　鹿児島県労働基準協会本部案内図

所在地

鹿児島市新屋敷町16-16　　TEL 099-226-3621　　FAX 099-226-3622

当協会の専用駐車場はありません。
公社ビル駐車場をご利用の上、駐車券をご持参下さい。（50分無料）

交通機関

○市　　電　鹿児島駅～谷山線
　　新屋敷電停下車徒歩3分
○市　バ　ス　⑮東紫原線
　　⑯鴨池港文化ホール線
　　⑱大学病院線
　　いずれも新屋敷バス停下車徒歩3分
○鹿児島交通　②谷山・動物園線
　　⑤七ツ島1丁目線
　　⑯鴨池港線
　　いずれも新屋敷バス停下車徒歩3分
○その他のバス　高見馬場バス停下車徒歩約15分
○Ｊ　　Ｒ　・鹿児島駅下車、車で約10分
　　・鹿児島中央駅下車、車で約5分
○高速道路利用　九州自動車道鹿児島インター
　　（田上町）より約15分

オロシティーホール案内図

所在地

鹿児島市卸本町6-12　☎099-260-2111
（鹿児島総合卸商業団地組合内　駐車場有）

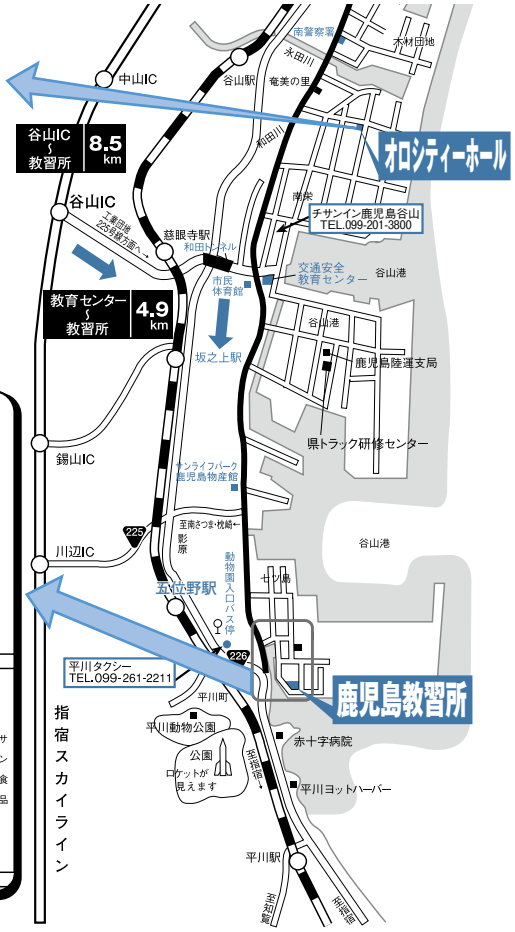

鹿児島教習所案内図

所在地

鹿児島市七ツ島１丁目6-2　☎099-261-6298
（工業団地１号用地の南端、駐車場少）

交通機関

鹿児島交通バス（ダイヤ改正の場合あり）
《問い合わせ先》鹿児島交通　☎099-254-8970
①５番線〔卸本町・七ツ島１丁目行〕七ツ島1丁目バス停下車徒歩約3分位です。

主な途中バス停	金生町	高見馬場	鹿児島中央駅前	新屋敷	郡元	谷山電停	南警察署	卸本町中央	南栄五丁目	教育センター	七ツ島一丁目
始発便	7:06	→7:09	→7:13	→7:18	→7:26	→7:40	→7:41	→7:46	→7:48	→7:50	→8:03
2番便	7:36	→7:39	→7:43	→7:48	→7:56	→8:10	→8:11	→8:16	→8:18	→8:20	→8:33

②谷山・動物園線［動物園行］鹿児島駅より発車し動物園入口バス停下車
バス停より教習所まで約2km車で約10分です。
※始発便は土日祝日運休
※帰りの便は、15：10、17：20の２本のみになります。

JR利用［指宿・枕崎線］五位野駅下車、駅より教習所まで約2.6km
車で約15分です。徒歩約50分。

《問い合わせ先》鹿児島中央駅　☎099-254-3404

途中停車駅	鹿児島中央駅	郡元	南鹿児島	宇宿	谷山	慈眼寺	坂之上	五位野	平川

高速道利用

谷山ICを直進し「交通安全教育センター前」を右へ進み産業道路
経由が便利です。

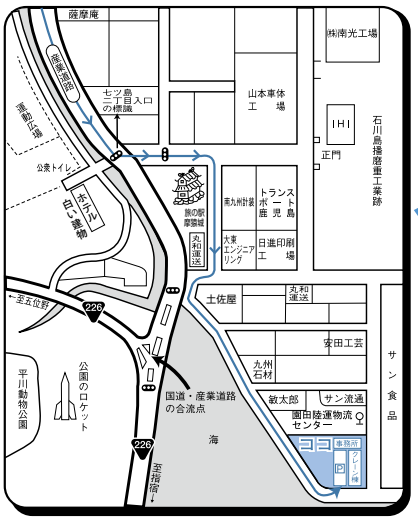

受講手続き案内

申し込み問い合わせ先

鹿児島教習所及びオロシティー実施分につきましては、下記の窓口にて受付致します。

公益社団法人　**鹿児島県労働基準協会　本部**　　登録番号　T8-3400-0500-7619
〒 892-8550　鹿児島市新屋敷町 16-16（P31 参照）
TEL.099-226-3621　FAX.099-226-3622

公益社団法人　**鹿児島県労働基準協会　鹿児島教習所**
〒 891-0132　鹿児島市七ツ島 1-6-2（P31 参照）　※郵送される場合は本部へお申し込み下さい。
TEL.099-261-6298　FAX.099-261-6299

■問い合わせ時間　8：30 ～ 12：00 13：00 ～ 17：00（土・日曜日・祝祭日除く）

申込方法

Step 1　「申し込みに必要なもの」の①～⑤を受付期間に、郵送又は窓口へ提出。
（先着順で受け付けさせて頂きます。申込書到着時点で定員の場合は連絡いたします。電話・インターネットでの受付は致しません。）

Step 2　「申し込みに必要なもの」の⑥を受付最終日までに銀行振込み又は窓口でお支払い下さい。
（請求書が必要な方はお申し出ください。）
※石綿技能講習につきましては、受付方法が変わりましたので、16 ページをご参照下さい。

受講料・テキスト代の送金先

銀行名・口座番号：鹿児島銀行　本店営業部　当座預金 8526
口座名：（公社）鹿児島県労働基準協会（シャ）（カゴシマケンロウドウキジュンキョウカイ）
振込手数料は、申込者でご負担下さい。

㊟一部の講習については、申込先が各支部に変わりますのでご留意下さい。

講習実施会場

講習は、当協会の鹿児島教習所を中心に実施します。お気軽にお問い合せ下さい。

お願い　専用駐車場がありますが、駐車スペースが限られていますので、公共交通機関又は相乗りをお願いします。

※一部講習につきましては、他会場となります。受講票等でご確認の上、お間違えのないようにご留意下さい。

申し込みに必要なもの

① 所定の受講申込書
この案内書の P33 にとじてありますので、切りはなしてお使い下さい。（コピー可）ホームページよりダウンロードも可能です。

② 写真 1 枚
申し込み前 6 ヶ月以内撮影、縦 3.0cm × 横 2.4cm裏に氏名を記入し、申込書に貼付して下さい。
但し、衛生管理者試験準備講習は必要ありません。

③ 顔写真付きの本人確認証明書の写し（鹿児島労働局の指導に基づく）
（氏名、生年月日、住所等が確認できる自動車運転免許証（表裏）、外国人労働者は在留カード等）
注 1）顔写真の無い本人確認証明書の場合は、 2 種類の公的証明書の提出が必要です。
例）健康保険被保険者証＋住民票　等　　※衛生管理者試験準備講習は必要ありません。
注 2）申込書記入の住所と本人確認書類の住所が異なる場合は、申込書記入の住所を証明できる書類も提出が必要です。

④ 実務経験従事証明　**受講資格を必要とする講習のみ必要です。**
申込書裏面に資格に関する事項を記入し、事業者の証明を受けて下さい。
必要な業務従事歴（年数）が複数事業場におよぶ場合はそれぞれの事業者の証明が必要です。
また受講資格によっては、卒業証明書（原本）等の添付が必要です。
提出のない場合は受講資格が認められません。なお、受講者本人による証明は認められません。

⑤ 修了証・免許証等の写し　**講習科目の一部の免除を受けようとするとき必要です。**
免除資格の証明書（修了証・免許証等の写し）を申込書に貼付して下さい。
講習当日の免除申請は受付できません。**申し込み時に貼付できない方は認められません。**

⑥ 受講料・テキスト代

申込後の通知

受講票にて講習日時、受講場所を郵送により通知致します。なお、**講習日の約 1 週間前**になっても届かない場合はご連絡下さい。

受講にあたって

① **遅刻の場合、受講できません。朝は特に渋滞しますので、時間には余裕をもってお越し下さい。**
② **講習当日、遅刻・早退・欠席などの理由で規定の講習時間を受講できない場合は失格となり、受講料は払い戻ししません。**
③ **定員の場合を除き原則として受講料は返金しません。但し、講習初日の開始前までに連絡を頂いた場合に限り、取消し事務手数料 1,100 円（税込）、振込手数料を差し引いて返金します。**
④ **講習科目の一部免除を受ける場合は、修了証・免許証・卒業証書等の原本確認をしますので、講習当日ご持参下さい。**
⑤ 講習テキストは、当日講習会場でお渡しします。
⑥ 実技講習では、受講に適した服装が必要となります。※必要なものは、受講票でお知らせします。
⑦ 講習会場には食堂はありません。鹿児島教習所においては、外部の業者による昼食弁当の予約販売（当日限り）がありますので講習開始前までに申し込み下さい。

その他

① **受付期間内に定員に達した場合は、締め切らせて頂きます。また、受付期間外に申し込まれた方は、お断りすることがあります。**
② 申込者数等により、講習日を変更して実施する場合があります。また、申込者の多い講習につきましては、 1 事業場当たりの受講者数を制限させていただいたり、別日を案内させていただく場合があります。予めご了承のうえ、お申し込み下さい。
③ 受講申込者が少ない場合は、講習の実施を中止する場合があります。
④ テキストの価格は、改訂等により事前に断りなしに変更する場合があります。
⑤ 新型コロナウイルス感染症の拡大等、また、台風等により講習を中止又は延期する場合があります。
⑥ この案内書は令和 5 年 2 月作成のものです。改定等により内容が変更になる場合があります。

個人情報の取扱いについて

当協会では個人情報保護マネジメントシステムに取り組んでおります。お客様から当協会へ提出された個人情報は本人の承諾なく講習に関する目的以外の利用や第三者に提供することはございません。但し、監督官庁等へ義務付けられた報告はさせていただきます。

受講申込書

写　真　1　枚

受講希望の講習に○印（１箇所）を記入下さい。（★、※、◎は下記注意事項をお読み下さい）

技能講習等		車両系建設機械運転（整地等）		★フォークリフト運転		特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者
		◎車両系建設機械運転（解体用）		◎不整地運搬車運転		※乾燥設備作業主任者
		小型移動式クレーン運転		移動式クレーン運転実技教習		※建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者
		床上操作式クレーン運転		有機溶剤作業主任者		ガス溶接
		玉掛け		酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		
		★高所作業車運転		石綿作業主任者		

特別教育等		ローラー運転		酸素欠乏・硫化水素危険作業		衛生推進者養成講習
		小型車両系建設機械運転（整地等）		粉じん作業		安全管理者選任時研修
		クレーン運転		低圧電気取扱業務		第1種衛生管理者試験準備講習（写真・本人確認書類不要）
		巻上げ機		フルハーネス型墜落制止用器具		第2種衛生管理者試験準備講習（写真・本人確認書類不要）
		アーク溶接等		職長教育		
		研削といしの取替等		安全衛生推進者養成講習		

写真貼付欄
・サイズ30㎜×24㎜
・写真全面のり付け

〈写真撮影時等の注意〉
・申込前6ヶ月以内のもの
・正面、脱帽、上三分身、背景無地
・裏面に氏名を記入のこと

注意　サングラスやヘアバンド等により、顔の一部が隠れているものやデジタル写真の品質に乱れがあるもの等は受理できないことがあります。

受付期間内に定員に達した場合は、締め切らせて頂きます。

「入力のため、太枠内のみ、正確にもれのないようご記入願います。」

受講希望日		令和　年　月　日から実施分	受講資格証、科目免除資格者証の写しを下記のり付け位置に貼付して下さい。講習当日の免除申請はできません。
受講者	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)　サイン又は印（直筆の場合不要）
	フリガナ		旧姓を使用した氏名及び通称（旧姓等）の併記の希望（有・無）
	併記する旧姓等	(旧姓等)	※上記で有を選択した方は、左記にご記入下さい。 ※併せて、旧姓等が確認できる書類（戸籍謄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等）の写しを添付。
	生年月日	昭和 平成　年　月　日生　満　才	
	住所	〒□□□－□□□□	
	連絡先電話	自宅	携帯
勤務先	名称		
	所在地	〒□□□－□□□□	
	電話 FAX	電話：　FAX：	
	会員の有無 ○で囲んで下さい	会員（事業場が当労働基準協会の会員として加入している場合）　・　非会員	
	連絡担当者	（部署）　（担当者名）	
受講料・テキスト代納入予定日		月　日に　1．銀行振込　2．現金払い　で＿＿＿＿円納入	※必ず申込受付期間内に納入願います。
希望する書類送付先		1．受講者住所　2．勤務先　3．その他（　）	

受講番号

確認欄	
入金日	令和　年　月　日
入金額	円
入金方法	現金・書留・銀振
テキスト	当日渡・渡済・未購入
免除	有　・　無
備考	

確認者	管理者印	担当者印

※個人情報の取扱いについて（ご確認の上、✓をお願いします。）
当協会では、よりよいサービスを提供させていただくために、必要最低限の個人情報を取得させていただきます。この情報は受験準備、講習における利用、修了証等の作成の目的外に利用することはございません。ご本人の承諾なく第三者に提供することはございません。ただし、監督官庁等へ義務づけられた報告はさせていただきます。
個人情報の取扱いに、□ 同意します　□ 同意しません
（同意を頂けない場合は、修了証が作成できない等の不利益があります。）
※個人情報に関するお問い合わせ　鹿児島教習所　所長　TEL099-261-6298

人材開発支援助成金（支給要件あり）を申請希望される方は、✓をお願いします。 □

本人確認書類・修了証・免許証等のり付け位置

（注意事項）
1．**必ず、顔写真付きの本人確認証明書（氏名、生年月日、住所等が確認できる自動車運転免許証等）の写しを貼付して下さい。**
注１）顔写真の無い本人確認証明書の場合は、２種類の公的証明書の提出が必要です。
例）健康保険被保険者証＋住民票　等（鹿児島労働局の指導に基づく）
注２）申込書記入の住所と本人確認書類の住所が異なる場合は、申込書記入の住所を証明できる書類も提出が必要です。
2．講習科目の免除を受けようとするときは、免除資格の証明書（修了証・免許証等（表裏）の写し）を貼付して下さい。
3．※印を付した講習を受講する場合は、裏面に受講資格に関する事項（実務経験従事証明書）を記入し、事業者の証明を受けて下さい。
★印を付した講習を受講する場合は、**普通自動車運転免許証等の写しをのり付け位置に貼付**して下さい。
◎印を付した講習を受講する場合は、受講資格者証の写しをのり付け位置に貼付して下さい。
4．詳しいことは、「講習案内書」の各ページをご覧下さい。
5．**受付期間内に定員に達した場合は、締め切らせて頂きます。**
6．申し込み完了後、受講票をお送りします。**講習日の１週間前**になっても届かない場合は、ご連絡下さい。

〈申込先〉
公益社団法人 鹿児島県労働基準協会
〔〒892-8550〕 鹿児島市新屋敷町16番16号　TEL099-226-3621　FAX099-226-3622

㈱一部の講習については、申込先が各支部に変わりますのでご留意下さい。　（令和５年度）

(1) 実務経験従事証明書（小型車両系）

1　証明を受けようとする者の氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　証明する事項

【車両系建設機械（整地等）運転技能講習関係】

大型・中型・準中型自動車運転免許又は普通自動車運転免許等を有し、かつ、小型車両系建設機械（整地等）運転特別教育修了後、３ヶ月以上の小型車両系建設機械（整地等）運転の業務に従事した経験

小型車両系建設機械（整地等）運転特別教育修了日　＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

特別教育修了後、運転した機械の詳細		メーカー名	
型　式		機体質量	kg
運転した機械の所有者（選択）	①自社所有 ②リース　【　　】 リースの場合は会社名を記入のこと。		
下記書類を確認の上、ご記入下さい。 ①自社所有の場合は仕様書、カタログ、特定自主検査表等 ②リースの場合は、運転した期間中のリースを証明する契約書、仕様書、カタログ、特定自主検査表等			

（確認の為、特定自主検査表、契約書等の写しの提出を求めることがあります。）

上記の業務に従事した期間

＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日から　＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日まで　＿＿＿年＿＿＿ヶ月

3　事業者による証明

上記１の者は、上記２の経験を有することについて相違ないことを証明します。

年　　月　　日

事業場所在地　　ＴＥＬ　　（　　）

事業場名称

事業者職名・氏名　　職印

〔備考〕　1　事業者職名・氏名の箇所の「職印」は、社長、支店長等の職を表す印（又は社印と個人印の両方）を押印して下さい。

2　受講者本人による証明は認められません。（一人親方の場合は、元方事業者等の証明が必要です。）

(2) 実務経験従事証明書（その他）

1　証明を受けようとする者の氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　証明する事項

【鉄骨組立等作業主任者技能講習関係】

☐ (1) 建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるものの組立て、解体又は変更の作業（「建築物等の鉄骨の組立て等作業」という）に関する作業に３年以上従事した経験

☐ (2) 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後２年以上建築物等の鉄骨の組立て等の作業に従事した経験

〔 学校・学科名・卒業年月 〕

【乾燥設備作業主任者技能講習関係】

☐ (1) 乾燥設備の取扱いの作業に５年以上従事した経験

☐ (2) 学校教育法による大学又は、高等専門学校において理科系統の正規の学科を専攻して卒業した者で、その後１年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの作業に従事した経験

〔 学校・学科名・卒業年月 〕

☐ (3) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を専攻して卒業した者で、その後２年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの作業に従事した経験

〔 学校・学科名・卒業年月 〕

上記の業務に従事した期間

＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日から　＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日まで　＿＿＿年＿＿＿ヶ月

3　事業者による証明

上記１の者は、上記２の経験を有することについて相違ないことを証明します。

年　　月　　日

事業場所在地　　TEL　　（　　）

事業場名称

事業者職名・氏名　　職印

〔備考〕　1　事業者職名・氏名の箇所の「職印」は、社長・支店長等の職を表す印（または社印と個人印の両方）を押印して下さい。
なお、記名押印することに代えて社長・支店長等の署名（職名と氏名）でも差し支えありません。

2　学歴等による受講資格の場合、卒業証明書（原本）等が必要です。

3　受講者本人による証明は認められません。

(3) 証明例

3　事業者による証明

上記１の者は、上記２の経験を有することについて相違ないことを証明します。

令和５年　４月　１日

事業場所在地　鹿児島市○○町15番10号

事業場名称　㈱安全建設　城山営業所

事業者職名・氏名　所長　安全　一郎　　職印

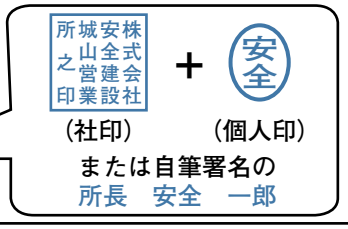

（令和５年度）